

## 資料紹介

田辺市教育委員会所蔵『請川村役場文書』の昭和二十八年七月水害関係資料

西山 史朗

## はじめに

本稿は、田辺市教育委員会所蔵『請川村役場文書』から、昭和二十八年（一九五三）七月の水害に関する資料の紹介を行うものである。

和歌山県立文書館では、令和三年（二〇二一）から同五年（二〇二三）にかけて、田辺地域の民間所在資料保存状況調査を実施し、あわせて災害に関する資料の調査を行った<sup>1)</sup>。この調査の一環として、令和五年、田辺市役所本宮行政局の町史資料室を調査したところ『請川村役場文書』を確認し、和歌山県における昭和二十八年の水害に関する資料が含まれていることを確認した。

請川村は、現在の田辺市本宮町請川地区にかつて存在した村で、昭和二十八年当時は和歌山県東牟婁郡に属していた。同村の運営などに関する文書が『請川村役場文書』である。

昭和二十八年和歌山県は、二度の水害に襲われている。一度目の水害は、七月十八日から十九日にかけての豪雨によって引き起こされたもので、「二八水害」、「七・一八水害」、「一八水害」、「紀州大水害」のほか、とくに有田川流域の被害が甚大だったことから「有田川水害」とも称される。

二度目の水害は、九月二十五日に来襲した台風十三号によるものである。直接的な被害こそ七月の水害時よりも小さかった。しかし、有田川流域の花園村（現かつらぎ町花園）の金剛寺では、七月の水害によって山崩れが発生し、複数の天然ダムが形成されていたところ本台風によって決壊したため、復旧中の下流の村は再び被害を受けた。

どちらも和歌山県内に多大な損害をもたらした水害だが、とくに七月の水害では、死者・行方不明者合わせて一、〇〇〇人以上、全壊流失家屋約八、六〇〇戸と甚だ凄まじい被害が発生した。被害の大きさ、悲惨さなども相まって、和歌山県における昭和二十八年の水害といえは七月の豪雨被害を指すことが多い。本稿で

取り上げるのは、本水害である（以下、「七・一八水害」と表記する）。

七・一八水害に関しては、昭和二十八年（一九六三）の刊行時点までの県内各種災害の歴史・記録をまとめた『和歌山県災害史』（以下、『災害史』と表記する<sup>2)</sup>）に詳細に記されており、県内各市町村の被害状況や水害発生後の対応を知ることが出来る。請川村含む当時の東牟婁郡内も取り上げており、当地域の具体的な様相も知り得る。しかし『災害史』では、被害の実態と、水害発生直後の行政の対応などの記述に注力したもので、各種復旧・支援活動、とりわけ地域ごとの中・長期的な復旧・支援の過程や実態にまでは十分に紙幅が割かれていない。

今回の調査によって確認できた『請川村役場文書』の七・一八水害関係資料には、県・東牟婁地方事務所（当時）・隣村からの復旧支援に関わる文書や、村から県宛に提出された報告書の写、住宅や学校等の公共施設の建築に関わる文書や図面、各種団体からの見舞状、村民の陳情書等、諸々の復旧や支援活動に関する資料が多く含まれている。したがって、本資料群を分析することで、請川村と周辺地域はどのような復旧過程を辿ったのか、いかなる支援がなされていたのかといった事柄がより具体的に明らかとなろう。その意味で七・一八水害関係資料は歴史的価値が非常に高く、また、『災害史』の内容をより増補し得るものと評価できる。

以上をふまえて本稿では、まず請川村及び『請川村役場文書』の七・一八水害関係資料及び七・一八水害の概要を述べる。そのうえで、『請川村役場文書』の七・一八水害関係資料をもとに請川村の復旧過程をまとめ、さらにその中から重要と思われる事項等に関するいくつかの資料を取り上げながらみていく<sup>3)</sup>。

## 一、請川村の概要

本稿で取り上げる請川村は、現在の田辺市本宮町請川地域にあった（地図1）。江戸時代から明治二年（一八六九）までの間は和歌山藩新宮領であった。「請川村は大川の落合にありて十津川并に近辺山中の諸貨皆此地に集る故に商売多くや、富豪の者あり」、「村居釜川熊野川に合流の処にあり故に川の名を取りて村名





写真1 請川地区中心部（筆者撮影）

写真中央から右に至る道路が国道168号。左に至る道路が県道241号（請川線。県道45号と合流する。）で、旧道にあたる。この付近にかつて請川村役場（地図3の中央○印）があった。



地図3 請川村周辺地図

「新宮」〔五万分一地形図田辺二号 大日本帝国陸地測量部、明治44年測量・大正5年鉄道補入、大正10年発行〕を加工。地図中央付近が請川村の中心部で、○印が村役場の位置を示す。



写真2 請川地区遠景（筆者撮影）

請川地区の北側、熊野川を挟んで対岸の本宮町高山から請川地区を望む。中央付近に見える橋は国道168号が通る請川橋。



写真3 請川地区遠景（筆者撮影）

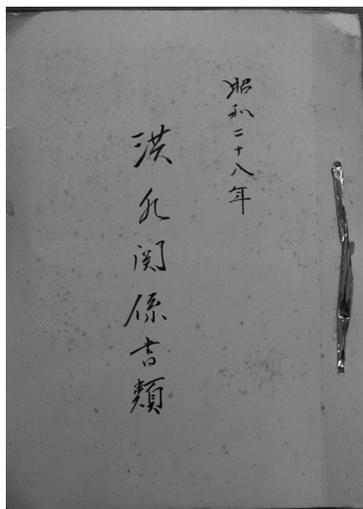
請川地区の南側、大塔川に架かる成石橋から請川地区を望む。中央付近手前に見える橋は、県道45号が通る旧請川橋。『本宮町史 通史編』（本宮町、二〇〇四）には、当時の請川橋がほぼ水没している写真が載る。

## 二、請川村役場文書

『請川村役場文書』は、田辺市役所本宮行政局の町史資料室に保管されている役場文書である。全体的に状態は内・外ともに比較的良好である。ビニール紐で綴り直したと思われるものもあるが、酸性紙の経年劣化以外に著しい劣化はとくにみられない。ただし、『請川中学校 請川小学校 ■害復旧関係書類』の簿冊には破れと水濡れによる破損・固着箇所もあった。

簿冊は、明治中期から昭和中期にかけての村会議事録のほか、行政、教育、財政、災害、道路河川管理、兵事に関するものが現存する。当時の村のありかたや運営、また、周辺地域の様子を知ろうと非常に貴重な資料群であり、一部は『本宮町史』<sup>9)</sup>でも利用されている。これら複数の簿冊のうち、本稿で取り上げるのが七・一八水害に関するものである(表1)。これらは水害の被害状況、各種復旧支援・施策などに関する文書が綴じられた簿冊であり、関係省庁・和歌山県・東牟婁郡・請川村・各種団体などそれぞれが作成し授受した文書・報告書の正本や案のほか、県内外の市町村や団体からの見舞状・電報が多数含まれている。

### ①『昭和二十八年 洪水関係書類』(写真4)



和歌山県・東牟婁地方事務所からの支援などに関する各種通知や依頼、被害状況報告書、各種団体とのやり取りに関する文書や、名簿、メモなどが綴じられており、特定の内容に偏ったものではなく、多岐にわたる内容をもつ簿冊である。

### ②『自昭和二十五年至 // 二十九年 村会会議録』

七・一八水害が起きた年を含む請川村会議録の簿冊である。七・一八水害に関するものでは、災害復旧に関わる特別会計予算、校舎再建、応急住宅の設置について議論していることが確認できる。

表1 『請川村役場文書』のうち、七・一八水害に関する簿冊の一覧

資料名	略記名	年代	作成	簿冊の内容(表紙があるもののみ記載)
①『昭和二十八年 洪水関係書類』	『洪水』	昭和28年	—	『昭和二十八年七月十八日水害 罹災者物資支給簿 請川村』 『昭和二十八年七月十八日 物資買付簿 請川村』 『昭和二十八年七月十八日 罹災者名簿 水害対策本部』
②『自昭和二十五年至 // 二十九年 村会会議録』	『村議』	—	—	
③『七・一八水害 復旧緊急融資についての関係書類綴』	『復旧融』	1953年 7月27日	請川村役場	
④『昭和二十八年七月十八日水害 寄附芳名簿』		昭和28年	請川村	
⑤『昭和二十八年七月十八日水害 救援及義捐関係』	『救義』	昭和28年	請川村	『昭和二十八年七月十八日 四村災害救援計画 四村(印)』 『水害御見舞 四村民一同』 『知事分 七・一八義捐金配分表』 『昭和二十八年七月十八日水害義捐金芳名簿』 『県分 義捐金配分表』 『十三号台風義捐金芳名簿』 『昭和二八・七・一八 同九・二五災害 義捐金領収書』
⑥『昭和二十八年 七・一八 台風十三号 応急住宅関係』	『応急住』	昭和28年	—	
⑦『昭和二十八年 七・一八災害 同十三号台風災害 応急仮設住宅関係』	『応急仮』	昭和28年	請川村	『応急仮設住宅入居者名簿』 『七・一八災害応急家屋修理台帳』 『九・二五災害応急家屋修理台帳』
⑧『請川中学校 請川小学校 ■害復旧関係書類』	『害復旧』	—	請川村 教育委員会	『昭和28.7.18水害公立学校建物及校地災害報告 請川中学校』 『昭和28.7.18水害公立学校建物及校地災害報告 請川小学校』 『昭和28.7.18災害公立学校建物及校地災害報告』 『昭和28.7.18水害公民館災害報告書』 『請川中学校々舎増築工事仕様書』
⑨『昭和二十九年請川小学校 請川中学校建築関係』	『請小中』	昭和29年	—	『中学校運動場』 『中学校建築』 『住宅建築』 『中学校工作物復旧』 『公民館』 『物品検収簿 請川村公民館』 『請川村公民館設計書』
⑩『自昭和二十八年至 // 三十年 請川小学校 静川小学校建築関係』	『請静建』	昭和28年	—	『請川小学校建築嘆願書』 『請川小学校建築についての嘆願書』 『静川小学校新校舎建設促進要望書』 『昭和29年度災害関係参考資料(様式集)』 『公立学校施設補助事業事務処理要項』
⑪『昭和三十年四月二十五日 請川小学校 公民館落成祝賀会に関する綴』	『請公落』	昭和30年	—	『請川小学校 請川村公民館落成式出席者名簿』 『中学校落成式 経過の報告 その他』

③『七一八水害 復旧緊急融資についての関係書類綴』

七・一八水害から約十日後、東牟婁地方事務所から災害復旧に関わる緊急融資の取扱いについての通知がなされている。③の簿冊は緊急融資に関するものである。緊急融資の申請書とそれに付属する調査資料が綴じられている。

④『昭和二十八年七月十八日水害 寄附芳名簿』（写真5）

⑤『昭和二十八年七月十八日水害 救援及義捐関係』（写真6）

七・一八水害で大きな損害を被った和歌山県に対して、県内外、個人・団体を問わず多くの支援がなされた。④の簿冊は、その寄付者、寄付内容をまとめたものである。⑤の簿冊も、和歌山県内外からの水害義援金・寄付金、支援物資の一覧やメモがあるほか、配給に関する文書や、見舞状などの文書が綴じられており、支援状況やその体制がより具体的に明らかとなる。

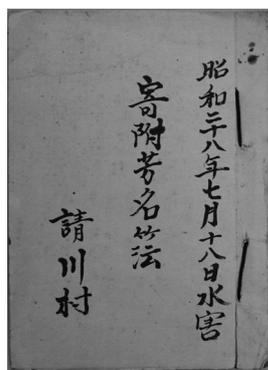


写真5 表紙

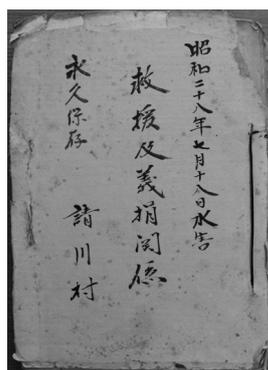


写真6 表紙

寄付をした個人・団体は多数で、寄付の内容も多岐にわたる。傾向・概算として、『寄附芳名簿』からは、金銭以外に、米・パン・麵・野菜類・調味料類・菓子・茶などの食料品、箸・歯ブラシ・タオル・毛布・文房具・嗜好品などの日用品、衣類、医薬品が寄附されたことがわかる。また、『救援及義捐関係』所収「礼状奉送先」からは、県内外の一〇〇以上の団体から寄付・支援が行われたことが判明する。

⑥『昭和廿八年 七・一八 台風十三号 応急住宅関係』（写真7）

⑦『昭和廿八年 七・一八災害 同十三号台風災害 応急仮設住宅関係』

損害を受けた家屋の修復、仮設住宅の設置に関する簿冊である。台風十三号の被害に関する文書も綴じられている。⑥の簿冊には、家屋の被害状況、応急住宅施工に関する各種規定、修復費用、着工・竣工届、入居者名簿などの文書がある。

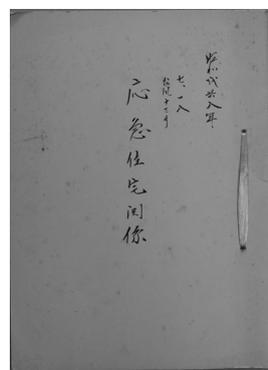


写真7 表紙

⑦も同種の文書が綴じられているが、応急住宅の青焼き図面、被災住宅の場所と、応急住宅の建設場所を記載した文書も含まれている。両簿冊からは、応急住宅の建設から払下げまでの過程、住宅の形態、費用、場所などが具体的に判明する。

⑧『請川中学校 請川小学校 害復旧関係書類』

⑨『昭和二十九年請川小学校 請川中学校建築関係』

⑩『自昭和二十八年至三十年 請川小学校 静川小学校建築関係』（写真8）

⑪『昭和三十年四月二十五日 請川小学校 公民館落成祝賀会に関する綴』（写真9）

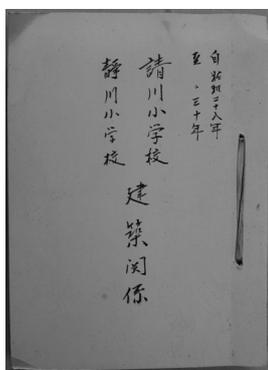


写真8 表紙

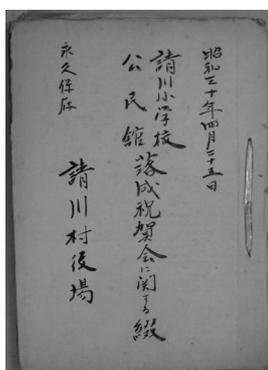


写真9 表紙

⑧～⑪の簿冊は、それぞれの表題のとおり、請川中学校・請川小学校・静川小学校及び公民館の被災状況、建て替えの経緯、費用その他に関する文書が綴じられた簿冊である。⑧は、文部省へ報告するための、学校の復旧建築に関わる各種の申請書及び報告書の綴である。校舎や教職員住宅の被害箇所、流失物、被害額、復旧計画、校舎平面図などがあり、請川中学校増築工事の様式書もある。⑨は、小・中学校復旧建築に関わるもので、工事請負契約書、着工届など建設に関する各種届出や認定書・成功認定書、工程表、工事見積書、平面図が綴じられている。⑩は、材木の払下げ申請、売買契約書や校舎図面、嘆願書、要望書、参考資料が合綴されている。⑪は、請川小学校及び公民館の落成式に関する簿冊である。当日の式次第や挨拶の原稿、祝辞の電報、招待状、出席者名簿、領収書が綴じられている。いずれの簿冊も、七・一八水害後の村内小学校施設の復旧に関するもので、校舎復旧の経緯が判明する。

### 三、請川村における七・一八水害の被害と復旧

『災害史』の記述をもとに七・一八水害について概括したうえで、請川村における被害の実態と復旧過程についてみていく。

昭和二十八年七月十七日から十八日にかけて、梅雨前線による豪雨が和歌山県北部を襲い、有田・日高両郡東部などで短期間に膨大な雨量（五〜六〇〇ミリ）を記録した。県内の各河川は増水し、かつて和歌山県内に甚大な被害をもたらした明治二十二年大水害以上の水位を記録する大洪水となった。さらに、山津波、河川の氾濫が生じ、和歌山県に未曾有の被害をもたらした。和歌山県全体及び郡別の被害の規模は、それぞれ表2・3のとおりである。

昭和二十八年の和歌山県「住民登録人口」は九九四、〇〇〇人で、「世帯数又は戸数」は二一七、八〇三戸である。つまり、七・一八水害では人・家屋ともに和歌山県全体のおよそ四分の一が被害に遭ったこととなる（表2）。このうち、有田郡・日高郡は他郡と比して飛びぬけて被害が大きく、有田郡では郡人口の七割が、日高郡では郡人口の六割近くが罹災している（表3）。

請川村が属していた東牟婁郡は、昭和二十八年時、全二十七の町村で構成されており、郡人口は七四、六六一人、世帯数は一六、一三三戸である。人口と罹災者数の割合だけで見れば、西牟婁郡とともに、ほかの郡と比べて相対的には被害が少なかったといえる。

請川村では十七日に三五七ミリを、十八日には一七五ミリを記録した。熊野川は明治二十二年大水害以来の増水といわれ、十八日午前九時三十分の時点で、危険水位の七・五メートルを、十五時に九・六七メートルを記録した。新宮に繋がる道路は濁流にのまれ、田辺市と本宮村間の道路も寸断され、陸の孤島となった。『災害史』では、三里村・本宮村・請川村・四村・敷屋村・九重村・玉置口村・小口村・高田村・三津野村・北山村の被害状況に言及している。このうち三里・本宮村・請川村・敷屋村・九重村・三津野村・小口村・高田村については罹災者数や被害家屋数などを取りまとめている。これをもとに表4を作成した。

人とその被害を受けた面積と申しますか、範囲と申しますか、そういうよ

表2 和歌山県被害状況

人的被害	罹災者総数	243,298人
	死者	615人
	行方不明者	431人
家屋の被害	全壊	4,231戸
	半壊	5,280戸
	流失	4,451戸
田畑の被害	浸水家屋床上	12,023戸
	浸水家屋床下	26,742戸
	流失・埋没	7,084ha
	冠水	11,291ha
道路被害		9,437ヶ所
橋梁流失		2,947ヶ所
堤防決壊		9,806ヶ所
被害総額		800~1,000億円

『災害史』25頁掲載の表及び136頁をもとに作成。

表3 東牟婁郡被害状況

東牟婁郡	人口	74,661人
	罹災者	5,305人
	重軽傷者	107人
	全半壊流失浸水住家	126戸
	流出埋没水田畑	424町歩

(参考)

海草郡	人口	111,716人
	海草郡罹災者	35,805人
	死者・行方不明者合計	28人
那賀郡	人口	84,348人
	那賀郡罹災者	32,319人
	死者・行方不明者合計	2人
伊都郡	人口	95,020人
	伊都郡罹災者	21,111人
	死者・行方不明者合計	190人
有田郡	人口	96,232人
	有田郡罹災者	67,746人
	死者・行方不明者合計	526人
日高郡	人口	119,102人
	日高郡罹災者	68,313人
	死者・行方不明者合計	298人
西牟婁郡	人口	97,618人
	西牟婁郡罹災者	5,991人
	死者・行方不明者合計	2人

『災害史』148~149頁掲載の表をもとに作成。ただし、人口は『28年度版和歌山県統計書』を参照した。

うなことでは到底日高、あるいは有田、その他の地方に比べまして及びませんけれども部分的に受けた被害というものは非常に大きなものであった水害発生後、東牟婁郡を視察した県議会議員坂久五郎（東牟婁郡西向村〔現串

本町」出身)による報告の一文である<sup>(12)</sup>。ほかの郡と比べる限りでは被害は少なく、幸い死者も出なかった。しかし、報告と表4とをみても明らかのように、各村内における人的・物的被害は決して軽くはなかった。東牟婁郡の罹災者は五、三〇五人で、請川村周辺地域の罹災者総数が四、六八三人であるから、同地域の罹災者総数だけで東牟婁郡内罹災者数の八割以上を占めていることとなる。なかでも三里村・本宮村・請川村・敷屋村の被害が大きかった。本宮村・請川村・敷屋村では村人口の半数近くが罹災し、本宮村では総戸数の半分が損害を被っている。また、各村全体の耕地は、冠水も含めると総面積の八割弱に被害が及んだという。このほか、公共建築物にも被害が出ており、請川小学校・敷屋村役場が全壊し、本宮村公民館・請川村役場・請川中学校・敷屋小学校・敷屋中学校は大破した。

請川村を含む熊野川流域の村々には、十八日の午後以降、調査班や救助隊が入りしよとしたが、熊野川の氾濫により道路が通行できる状況ではなく、翌十九日になってようやく被害状況の詳細が判明したという。以降、各種の復旧支援活動が継続的に行われるようになり、請川村でも復旧に向けて動き始める。

以上が『災害史』にみる請川村とその周辺地域における七・一八水害の被害状況概略である。「はじめに」でも述べた通り、『災害史』では東牟婁郡全体や、請川村などの被害概況も詳細にまとめているが、中・長期的な、具体的には八月以降の復旧支援の過程や実態にまではふれていない。『本宮町史』<sup>(13)</sup>でも同様である。そこで、内容を補うかたちで、『請川村役場文書』七・一八水害関係資料をもとに、請川村を中心として復旧に関わる動向を表5としてまとめた。

表作成にあたっては、文書の内容から日付・時期が判明、あるいは推測できるもののみを時系列にまとめて掲載した。したがって、文書上では復旧に関する施策や活動が確認できるが日付などが判明しないものは表5には掲載していない。しかし、表の内容のごとく現在把握している限りでも、請川村の復旧の過程や支援状況の実態について詳細に知り得る。

表5を通覧すると、水害発生以降も復旧・支援活動が継続しており、村役場で

表4 三里・本宮・請川・敷屋・九重・三津野・小口・高田各村被害状況一覧

	三里村	本宮村	請川村	敷屋村	九重村	三津野村	小口村	高田村	計
人口	3,910人	1,056人	2,192人	1,547人	1,378人	2,263人	1,565人	1,306人	15,217人
世帯数	823戸	228戸	469戸	329戸	426戸	443戸	311戸	272戸	3,301戸
罹災者数	1,224人	559人	1,015人	881人	385人	505人	27人	87人	4,683人
重軽傷者数	107人								107人
全壊戸数	23戸	35戸	57戸	19戸	—	31戸	2戸	—	982戸
半壊戸数	67戸	26戸	28戸	52戸	3戸	21戸	—	1戸	
流失戸数	37戸	60戸	48戸	29戸	8戸	3戸	—	—	
床上浸水	50戸	16戸	22戸	51戸	81戸	34戸	4戸	14戸	
床下浸水	94戸	4戸	15戸	27戸	6戸	12戸	—	2戸	
田畑流失埋没	2,800反(約277ha)								
田畑流失冠水	1,323反(約131ha)								
道路決壊	133ヶ所(国道・県道・市町村道)								
橋梁流失	54ヶ所								
堤防決壊	43ヶ所								

『災害史』229頁掲載の表をもとに作成。ただし村人口は『昭和28年版和歌山県統計書』を参照している。また、九重村の世帯数は玉置口村との合算であり、村人口は『昭和29年版和歌山県統計年鑑』を参照している。

関わる動きは七月二十九日の大塔国有林資材払下げが初見だが、実際に学校施設の復旧建築に着手したことが窺えるのは昭和二十八年末頃である。その後、復旧の動きが活発になり請川中学校が昭和二十九年三月に竣工した。次に小学校の復旧活動が本格化し、静川小学校は同年十二月に、請川小学校が昭和三十年(一九五五)三月に竣工した。

も復旧に関する業務・処理に追われている状況が一目瞭然である。金銭・物資等の配布は、昭和二十八年十二月まで継続されていた。家屋補修工事及び応急住宅等の建設は八月中に着手・完了しているが、昭和二十九年(一九五四)の八月末に至るまで、関係書類の作成と提出、払下げなどの処理が行われている。学校施設の修繕・建築については、村内住宅や交通等の復旧を優先したこともあってか、ほかの復旧作業に比べれば着手及び完了の時期は遅い。表5において、学校施設復旧にも

このほかにも、町村議会や県議会・国会議員らによる支援活動も行われており、復旧に関わる様々な活動があった。このように、表5だけでも復旧のおおよその過程が知られるが、次章では、表5から特記すべき事柄に関する資料を取り上げて【復旧施策】・【応急住宅】・【教育】に分別し、請川村の復旧過程及び支援の実態についてみていく。資料編は本稿末尾に掲載する。



写真10 本宮村の被災状況を写した写真（和歌山県立文書館所蔵『遠藤茂旧蔵資料』より）。位置は未詳。水害後の熊野川流域の村々の写真は『和歌山県水害記録写真集1953』（和歌山県、1954）にも多く掲載されている。

凡例（表5）

- ・本表は『和歌山県災害史』・『和歌山県議会史』・『本宮町史』及び『請川村役場文書』七・一八水害関係資料をもとに作成した。
- ・表中、ゴシック体で記した箇所は請川村とその周辺地域に関する事項を、明朝体で記した箇所は和歌山県全体の事項を示している。
- ・ゴシック体で示した箇所のうち、塗りつぶし処理を行っている箇所は『請川村役場文書』を出典とした事項である。ただし、時系列でまとめる都合上、年月日が判明しないものは採録していない。
- ・塗りつぶし処理以外の箇所は『和歌山県災害史』・『和歌山県議会史』・『本宮町史』を出典としているが、具体的箇所は省略した。なお、おもに『和歌山県災害史』162頁～168頁～184頁・192頁・197頁・202頁～228頁～の内容を参照した。
- ・表中の「差出・送り主等」・「宛先・受取り主等」内の記載は資料中の表記にしたがった。
- ・表中の「請川村役場文書の出典」には簿冊名の略名を記載した。略名は以下の通りである。  
 『洪水』（『洪水関係書類』）、『村議』（『村会会議録』）、『復旧融』（『復旧緊急融資についての関係書類』）、『救義』（『救援及義捐関係』）、『応急住』（『応急住宅関係』）、『応急仮』（『応急仮設住宅関係』）、『害復旧』（『害復旧関係書類』）、『請小中』（『請川小学校 請川中学校建築関係』）、『請静建』（『請川小学校 静川小学校建築関係』）、『請公落』（『請川小学校 公民館落成祝賀会に関する綴』）
- ・表中の「請川村役場文書の出典」のうち「」で記載しているのは資料の元々の文書番号である。

表5 災害発生以降の動向（和歌山県災害対策救助隊・和歌山県国家地方警察隊本部・西牟婁地方事務所・請川村周辺地域）

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場文書の出典
昭和28年 (1953)	7月18日	5:30	和歌山観測所が、紀の川・熊野川増水注意の大雨気象情報を報告。三里村第一巡査駐在所から、三里村浸水し応援乞う電話報告あり。			
		5:40	本宮村本町付近道路が浸水し始め、管内全駐在所に対し緊急警戒を発令。内勤全署員の緊急出動を命じ、人命救助と避難措置に重点をおいた。減水とともに被害者、交通状況の調査を行う。災害発生と同時に事務分担を定め、治安対策本部を開設し、災害関係案内図を作成して管内の要所に掲げる。			
		6:00	各署へ気象情報連絡開始。以下、警察では動員命令、被害状況の入電、避難誘導、救助等の活動あり。			
		7:30	請川中学校運動場が浸水し始める。			
		9:00	隊長から知事へ、災害状況連絡及び災害対策本部設置を要請。			
		9:25	全県下に「災害救助法」発動。災害救助対策本部を副知事室に設置。東牟婁地方事務所でローソク・マッチを調達するも高田松杖村から上流は国道に浸水あり、輸送見込みなし。県に毛布・タオル・衣類等救援物資を要請。			
		9:30	隊長室に警備対策本部を設置し、県災害本部に常駐員派遣。本部及び和歌山・下津・岩出・粉河・妙寺・橋本の各地区署全職員に非常待機命令発令。請川中学校校舎が浸水し始める。			

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場 文書の出典
昭和28年 (1953)	7月18日	10:00	県保安丸（特別機動隊5名乗船）が人命救助及び被害調査のため広方面へ出航し、災害第一報を関係省庁へ打電。 特別機動隊2ヶ分隊を箕島地区へ出動。			
		10:10	「災害救助法」発動の旨、中央災害救助対策協議会・地方災害救助対策協議会・東京事務所へ打電。			
		10:30	野上地区方面へ本部員12名を派遣。			
		11:00	副知事室において災害対策に関する緊急部長会議を開き、被害調査のため紀南方面2班、紀北方面1班の派遣を決定。			
		11:10	第2回被害状況を、中央災害救助対策本部・近畿災害救助対策本部・東京事務所へ打電。			
		11:20	初島方面へ避難した罹災者に対する炊出用主食を輸送する。日赤支部救護班は13時前に箕島方面へ出発。			
		11:30	初島町役場からの情報により、初島町・下津町避難者に対する衣料・寝具の配給要請があり急送。			
		11:35	有田・日高方面の救援物資輸送積込みのため倉出しを始める。			
		12:00	請川中学校校舎内の浸水、最高水位床上40cmほどになり、敷地では男性の胸の辺りまで水位が上がる。			
		12:10	新宮地区署長に対し、三重県鷺殿地区署と連絡を取るよう指令。			
		12:30	知事、災害現地調査のため有田方面へ出発。			
		13:00	県保安丸、日高方面現地調査班及び救援物資を搭載して出航。 大阪府へ、ヘリコプター手配を依頼。			
		13:15	副知事室において第二回部長会議を開き、農林部長が被害状況等を説明する。 毎日新聞社のヘリコプターが到着し、取材後、災害地へ応急食60人分を投下する。			
		13:30	請川地域では減水が始まる。			
		13:40	那賀郡貴志村等から連絡員が来、救護要請があったため毛布200枚、ローソク1000本を小型自動車で急送。			
		14:00	保安隊二個中隊出動要請を決定。			
		14:10	保安隊二個中隊、警備隊派遣を要請。			
		14:30	医大医療班、初島・箕島方面へ派遣。			
		15:30	熊野川が最高水位に達する。			
		15:10	大雨警報解除。			
		15:29	保安隊出動要請打電。			
		15:30	保安丸帰着。大阪府知事より見舞い電報あり。			
		同時刻か	熊野川が濁流に飲まれ高田村松杖地内の国道が浸水のため通行不能、田辺市本宮間の中辺路道路も決壊し、通信交通網も寸断されているため被害地との連絡途絶。 夕刻、減水を待って救援第1班の先発調査班を派遣。			
		16:00	水害のため孤立に陥った者の救援のため極東空軍に航空機出動を要請。			
		16:10	保安隊司令官乗船艇が有田方面へ出航。			
		同時刻か	箕島方面へパン1200人分、菓子2000人分急送。 東京事務所より、本県選出代議士で和歌山県水害対策本部を組織し、山口代議士が本部長となり、20日に自由党臨時総務会を開催し説明するための資料送付の要請。 熊野川上流の増水状況と本宮請川両村全面の報告（地方事務所長）を確認するよう、新宮・田辺両地区署へ打電。本宮・請川方面全滅の噂あり。			
		18:15	保安隊50名到着し、19:15現地へ出発。			
		18:30	保安隊第二陣30名到着。			
		19:00	海草部管下罹災者に対し、毛布・タオル各750枚、ローソク3500本急送。 極東空軍に依頼し翌未明に食糧投下を実施することを決定。大阪府防災課に食糧準備手配を依頼。			
		19:30	大阪府広報課を通じて、神戸キンプベイ大佐に救命ボート13艘、浄水セット5台、水陸両用舟艇3隻派遣を依頼。			
		20:30	御坊地区署長から、保安隊二個中隊、警官一個中隊の救援派遣要請。			
		21:30	伊丹から保安隊240名到着。誘導班として本部員9名を箕島地区署へ派遣。			
		22:10	新宮地区署から、本宮地区署管内被害調査と連絡のため警部以下12名（地方事務所員あり）を21時に出発させた旨報告あり。 ※以下、県内各地への警官派遣、報告、招集等の動き多々あり。			
	23:30	国警パトロールカーからの連絡により、御坊町・由良町・印南町・南部町分として2500俵分の精米及び乾パン等要請あり、手配する。 和歌山県町村会、各地からの水害通知あるや政府関係機関・各政党本部・県選出国會議員に救援打電。				「救義」 [和町村会第351号]
	7月19日	2:00	毛布（県外購入）1500枚、タオル15000枚、ローソク10000本を県庁玄関に投入。			
		（早朝）	熊野川流域被害地に、救援第2班の現地調査救援班を派遣。救援班の報告をうけ高田村、三津ノ村の被害が判明。派遣連絡員より、塩・味噌・醤油・梅干・干魚・ガソリン・野菜類の急送要請あり、西牟婁地方事務所へ依頼。			
		6:00	那賀地方事務所に対し、第3回救護物資毛布・タオル各1000枚を急送。			
		（朝）	辻原弘市・坊秀明・世耕弘一が来県し、東京方面のことを話し、また、現地の状況を視察する。			
	8:30	救護物資搬送等のため職安所の照会により日雇人夫10名を臨時雇入。				

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場 文書の出典		
昭和28年 (1953)	7月19日	9:00	機帆船を借り上げ、有田方面へ毛布4993枚、ローソク6000本、タオル2200枚を、西牟婁方面へ毛布1000枚、ローソク1120本、タオル1000枚を急送。					
		9:40	県保安丸で西牟婁・東牟婁方面の災害状況調査班と、東牟婁救援物資の毛布1005枚、タオル1000枚を派遣・急送。					
		10:00	御坊地区署長より、井戸水消毒用カルキ及び便所消毒用石灰等多量輸送要請があったため予防課へ連絡。 日高地区土木出張所・地方事務所・保健所に相当被害あり救援依頼があったため本庁職員21名を派遣。 東京出張所より、官房長官を中心として官房係官で救助対策中央本部協議会を設置した旨あり。					
		11:00	箕島町罹災者に毛布・タオル各500枚を急送。 日高地方に対し、毛布・タオル各5000枚、パン3000個、ローソク10000本、鍋2000個を輸送。					
		(午後)	被害状況等を資料としてまとめ、要望事項を東京方面へ送る。 熊野川流域被害地の救援班により、本宮村・請川村・三里村の状況が判明する。この間、支隊本部においては派遣調査員の報告に基づき救援物資の調達輸送に傾注。 支隊長から県本部へ飛行機による物資救援要請あるも悪天候により不可能。付近消防団員の協力を得て物資輸送に着手。					
		14:30	毎日・朝日・産経各新聞社に対し日高川及び有田川流域被害状況をヘリコプターで調査し、災害状況連絡を依頼。 請川村柿・上郷・下郷・大津荷・耳打に物資を支給。				〔洪水〕	
			第二次分救済用物資配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長		〔救義〕 〔東民第804号〕	
			第二次分救済用物資配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長		〔救義〕 〔東民第804号の1〕	
			第一次分救済用物資配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長		〔救義〕 〔東民第804号の2〕	
			和歌山県町村会、被害地視察のため来県した大臣国会議員らに緊急援助の懇請、県水害対策本部と連携を保つ。 古座町長から見舞状が送付される。				〔救義〕 〔和町村会第351号〕	
			古座町長	古座町長	請川村長		〔救義〕	
		7月20日	15:00	保安隊16名が御坊沖到着、上陸開始の報。				
			15:20	保安隊からフリゲート艦8隻和歌浦到着の報。				
			19:30	極東空軍に対して食糧投下誘導のため、巡查部長を伊丹飛行場に派遣。 鳥屋城署長から、石垣村宇井部落全滅、食糧皆無のため食糧空中投下の依頼。 ※以下、各地の調査派遣、被害状況報告等あるも本表では一部を除き省略する。				
	7月20日		県議会水害対策全員協議会を開催。被災状況・救援状況・公安状況のほか各郡議員らが地元状況を報告。 国会でつなぎ融資額決定の連絡あり。					
			坂久五郎議員ら視察団が28日まで熊野川水系を視察する。 ※『災害史』の記載のうち日付等不審あり。					
			新宮市紀南食糧卸組合の米6俵を国警ジープで三津ノ村へ輸送。本宮、請川、三里までは人肩でローソク、マッチの一部を届ける。					
			災害救助法による救助方法と期間を通知。	東牟婁災害救助支隊長	各分隊長		〔洪水〕 〔東民第804号の4〕	
			大阪府中河内郡長吉村未亡人会から義捐が送付される。	大阪府中河内郡長吉村未亡人会			〔救義〕	
			7.18水害救援対処方法及び協力を通知。	四村長	請川村長		〔救義〕 〔四庶号外〕	
			日本勧業銀行和歌山支店支店長から見舞状が送付される。	日本勧業銀行和歌山支店長	請川村長		〔救義〕	
			和歌山県町村職員恩給組合職員から見舞状が送付される。	和歌山県町村職員恩給組合職員	請川村役場職員		〔救義〕	
			大宏商会から見舞状が送付される。	大宏商会	請川村長		〔救義〕	
			海草郡西山東村長から見舞状が送付される。	海草郡西山東村長	請川村長		〔救義〕	
	7月21日	14:30	串本地区応急無線従事員、新宮地区応援のため開局。 国務省、農林政務次官、国会水害対策委員長らと和歌山来県の予定あり。 三津ノ村へ米30俵、九重村へ40俵をトラック輸送。西牟婁地方事務所依頼の物資及び県第二次補給物資が調達され、トラックで四村へ出発するも田辺本宮間のトラック不通箇所あるにより夕刻までに到着できず。					
			民生部長より災害救助法による炊出し及び収容施設供与の旨、を通知。	東牟婁地方事務所長	各村長		〔洪水〕 〔東民第814号〕	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打、婦人会に物資が支給される。				〔洪水〕	
			田辺市長から見舞状とから義捐が送付される。	田辺市長	請川村長		〔救義〕	
			〔東民第804号〕の罹災者用救済用物資配給割り当て変更を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長		〔救義〕 〔東民第809号〕	
			罹災者用救済用物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長		〔救義〕 〔東民第811号〕	
			罹災者に対する現地調達物資の斡旋、配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長		〔救義〕 〔東民第812号〕	
			新宮市衣料品店組合、二見屋衣料店寄贈品配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長		〔救義〕 〔東民第813号〕	
			物資が送付される。	四村救援物資係	請川村長		〔救義〕	

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場 文書の出典		
昭和28年 (1953)	7月21日		学校図書株式会社・株式会社好学社から見舞状及び被災地区教科書の準備ある旨を報告。	学校図書株式会社 株式会社好学社		「救義」		
		0:30	保安庁へ、日高川・貴志川・有田川・熊野川方面の食糧輸送のため隊員2000名の派遣要請。					
		11:45	八幡村長から、有田川奥地に対する食糧投下の早急実施依頼あり、対策本部へ連絡。					
		(午後)	新宮市連合婦人会の活動により市民から約30000点の衣料品が寄贈され、市内の学校からは学用品が寄贈される。					
			新宮市内各学校職員により児童生徒のために寄付された雑誌を送付。	東牟婁地方教育長	各村対策本部	「救義」		
		12:30	和歌山CIC極東空軍への食糧投下要望に応えるため、具体的事項を対策本部係員が直接交渉するよう通報あり。					
		16:25	本宮署長より、応援活動中の機動隊一個分隊を23日帰署の旨あり。					
		16:30	西牟婁地方事務所長より、本宮地区応援隊として消防団員120名今朝7時出発の旨あり。					
		17:45	米軍飛行機から本宮地区方面に隊長名の激励ピラを撒布し、被災者は奮起している旨本宮署長から報告あり。			※「救義」に激励ピラ2点あり		
		18:20	CIC係官来庁し、本宮方面に対する食糧投下について隊長に連絡あり。					
		20:20	伊丹派遣本部員より、本日投下物資の状況について報告あり。					
		7月22日	22:00	保安隊、福知山から800名、姫路から500名、千僧から150名(もしくは200名)ら合計1500名が伊丹から出発。貴志川流域・日高川流域・有田川流域のほか食糧輸送道路開発に配置予定。				
			23:00	極東空軍より、明日の投下物資につき投下場所の通報あり。				
				熊野川水系被害地への飛行機による空中輸送が行われる。				
				田辺卸組合から22日から23日にかけて20キロ入り200俵を輸送。新宮市内衣料品店組合寄贈の衣料品をトラックで宮井へ輸送、プロペラ船1隻を利用し宮井に滞貨した毛布、タオル等を本宮に送る。				
				請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。				「洪水」
				物資が送付される。	四村水災村救 援物資係	請川村	「救義」	
			災害救援隊(西牟婁地区消防団)受入を依頼。	東牟婁支所 四村救援隊本部	請川村	「救義」		
			全国会臨時総会にて政府国会に対し災害に対する抜本的対策を樹立することを要望する旨決議する。			「救義」 [和町村会第351号]		
			高田村長から見舞状が送付される。	高田村長	請川村長	「救義」		
			水害放送内容についての教示依頼、罹災者収容所等でのテレビ受信機無料貸与計画のこと、ラジオ受信機の必要有無の回答依頼、当地ラジオ受信機修理予定の報告等がなされる。	和歌山放送局長	請川村長	「救義」		
	7月23日		13:25	パラシュート回収についてCICより連絡あり、被災地区署長に対し取りまとめ本部へ送付するよう指令。				
			16:30	天皇御名代として侍従差遣の旨、宮内庁より通報あり。				
				坂久五郎議員ら視察団、地方事務所職員を案内に奥熊野一帯を視察。				
				熊野川のプロペラ船による輸送が可能となる。2隻で60俵を本宮村へ送り現地の実情に応じて配給。また、熊野川水系被害地への飛行機による空中輸送が行われる。				
			県第三次補給物資が田辺に到着。婦人会寄贈品等をプロペラ船に積み込み。勝浦温泉組合から衣料・食器寄贈あり。					
			新宮市内各学校職員により児童生徒のために寄付された雑誌及び新宮市内婦人会寄付の衣類が送付される。	東牟婁地方教育長	各村水害対策部	「救義」		
			新宮市連合婦人会協力、新宮市民寄贈衣料品の送付を通知。	東牟婁 災害救助支隊長	請川村 災害救助分隊長	「救義」 [東民第815号]		
			勝浦温泉旅館組合寄贈食糧衣類の送付を通知。	災害救助隊 東牟婁支隊長	請川村分隊長	「救義」 [東民第816号]		
			請川村小学校、大津荷・下郷・上郷・柿・耳打、作業隊・中学生・富士屋に物資が支給される。			「洪水」		
			全国町村議会議長会理事・評議員会議において、東牟婁町村議会議長会会長が今次災害の特異性と窮状を訴える。			「洪水」 [和町村議災第2号]		
	7月24日		新宮市長から見舞状及び慰問品を送付。	新宮市長	請川村長	「救義」		
			事業主宛通知書(「事業主各位 水禍に際して」)の掲示周知を依頼。	和歌山労働基準局長	請川村長	「救義」		
			田辺市北新町金与紙店から見舞状及びノートの寄付がなされる。	田辺市北新町 金与紙店	請川村役場	「救義」		
		4:00	隊長及び通訳付きで、災害状況を上空より視察のため伊丹航空基地へ出発。					
		10:15	伊丹基地へ派遣の本部員から、本日の投下物資について、投下品種と場所の報告あり。					
		16:00	米軍飛行機が本宮・三里・請川方面へ応急米三斗入り85俵の一部を投下する。					
			町村長会の斡旋による寄贈品が逐次入荷(東牟婁地方)。					
			全国町村議会議長会臨時総会において、那賀・海草・東牟婁各郡町村議会議長会会長や代理が出席し、今次災害の未曾有なる状態と復旧方法について報告し、全国都道府県の協力を要望しその協力を約束。			「洪水」 [和町村議災第2号]		
			水害対策の経過及び今後の対策の方針を通知。	和歌山県町村会長	各町村長	「救義」 [和町村会第351号]		
			東牟婁郡町村会の提唱による救援物資送付が25日より始まる旨報告。	災害救助隊 東牟婁支隊長	請川村分隊長	「救義」 [東民第817号]		
		請川村長から県議会へ要望事項を提出。	請川村長	県議会	「救義」			
		各町村青年団緊急幹事会を開き対策を協議する。			「救義」			

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場 文書の出典	
昭和28年 (1953)	7月24日		水害に対する漂流物拾得届出周知の依頼がなされる。	東牟婁地方事務所長	請川村村長	〔救義〕	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			〔洪水〕	
			物資が送付される。	四村水災村 救援物資係	請川村	〔救義〕	
			勝浦町役場から見舞状が送付される。	勝浦町役場	請川村村長	〔救義〕	
			水害後処理の勤労奉仕を依頼。	請川村村長 水害対策本部 作業責任者	各駐在員	〔救義〕	
	7月25日		新宮市教職員組合東牟婁地方支部から市管内教職員生徒児童寄付金が送付される。	新宮市教職員組合 東牟婁地方支部	水害対策本部	〔救義〕	
		11:15	県下各地区署長に対し、死者・全壊・流失及び世帯主数等の調査を至急行うよう指令。				
		16:40	大阪管区より被害地に食糧投下中の航空機の遭難手配あり、各署に手配。				
		18:00	管区本部より、墜落飛行機の捜索を、十津川方面にも手配した旨通報あり。				
			敷屋村へ56キロ入り100俵含め計190俵を送り配給する。				
			町村議会、いくつかの班に分かれ各政府国会に実情と対策について協議要望する。			〔洪水〕 〔和町村議災第2号〕	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			〔洪水〕	
			新宮市衣料品組合及び城南中学校寄贈の衣料、マッチの配給を依頼。	和歌山県 災害救助隊 本宮支隊長	請川村村長	〔救義〕	
			救援物資受領書の送付を依頼。	災害救助隊 東牟婁支隊 本宮村駐在所	請川村村長	〔救義〕	
			水害による拾得物の届出周知の依頼がなされる。	東牟婁地方事務所長	被災地村長	〔救義〕	
	7月26日		新宮市議会議長から見舞状が送付される。	新宮市議会議長	請川村議会議長	〔救義〕	
			各部会長会議において、県議会議員・県課長・町村会長らが災害対策の具体策を協議する。			〔洪水〕 〔和町村議災第2号〕	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			〔洪水〕	
			物資を送付。	地方事務所 本宮駐在員	請川村村長	〔救義〕	
			物資を送付。	新宮保健所	請川村村長	〔救義〕	
			寄贈された救援物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村村長	〔救義〕 〔東民第820号〕	
			災害救援物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村村長	〔救義〕 〔東民第820号の2〕	
			罹災者用救援物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村村長	〔救義〕 〔東民第821号〕、 〔東民第823号〕、 〔東民第824号〕	
			アメリカ軍放出救援物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村村長	〔救義〕 〔東民第822号〕	
			町村会幹旋寄贈物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村村長	〔救義〕 〔東民第825号〕	
		7月27日		請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打・請川小学校に物資が支給される。			〔洪水〕
				東牟婁地方事務所長から関係村長へ、7.18水害復旧第一次緊急融資あるため資料作成の依頼あり。	東牟婁地方事務所長	関係村長	〔復旧融〕 〔東総第724号〕
			西向町婦人会・古座町婦人会及び青年会・勝浦町寄贈物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村村長	〔救義〕 〔東民第832号〕	
			7.18水害復旧第一次緊急融資の交付を通知。	東牟婁地方事務所長	関係村長	〔復旧融〕	
			和歌山県教職員組合東牟婁地方支部から見舞状及び寄付金が送付される。	和歌山県教職員組合 東牟婁地方支部	請川村 水害対策本部	〔救義〕	
			東牟婁郡青年団体連絡協議会長から請川村団長へ、緊急幹事会での協議内容が報告される。	東牟婁郡 青年団体連絡 協議会長	請川村団長	〔救義〕	
	7月28日		一般全国国民寄贈物資配給を依頼。	東牟婁支地方事務所長	請川村村長	〔救義〕 〔東民第836号〕	
			役場職員被害状況の報告を依頼。	東牟婁郡町村会長	請川村村長	〔救義〕 〔東町村会第49号〕	
			請川村出身生徒の罹災状況の報告を依頼。	和歌山県立 新宮高等学校 育友会長 学校長	請川村村長	〔救義〕	
			衆議院議員世耕弘一から生徒・学務資材のための義援金が送付される。	衆議院議員 世耕弘一	請川村村長	〔救義〕	
	7月29日		〔7.18水害復旧対策実行運動について〕が送付され、活動内容を報告。	和歌山県 町村議町 会長平松宗一	各町村議会議長	〔洪水〕 〔和町村議災第2号〕	
			災害罹災者に対する住宅金融公庫特別貸付申込募集を通知。	幸福相互銀行 新宮支店	請川村	〔洪水〕 〔災害罹災者 に対する住宅 金融公庫特別 貸付申込募集 について〕	

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場 文書の出典	
昭和28年 (1953)	7月29日		災害建築物報告の提出を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「洪水」 [東総第720号]	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			「洪水」	
			被災地への小口村連合婦人会・青年協議会募集衣類の配布を依頼。	小口村	東牟婁地方 事務所民生課	「救義」	
	7月30日		村議会において、7月18日の災害による請川小学校及び公営住宅・一般住家建築のため大塔国有林資材払下げを可決する。			「請静建」 [議案第21号]	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。また、米軍放出衣料の配給あり。			「洪水」	
	7月31日	13:25	県議会水害対策特別委員会が開催され、現地視察結果について各地域代表者ごとに報告。				
			7.18水害復旧第一次緊急融資交付決定を通知。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「洪水」 [東総第724号]	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			「洪水」	
			新居浜市大島婦人一同から見舞状及び寄付金・物資が送付される。	新居浜市 大島婦人一同		「救義」	
			役場職員被害状況の報告を提出。	請川村長	東牟婁郡町村会長	「救義」	
			7.18水害義捐金を送付。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「救義」 [東民第839号]、 [東民第839号の1]	
			学校建築用資材の使途、理由等を申請。	請川村長	新宮営林署長	「請静建」	
	8月1日		地方事務所（東牟婁地方事務所か）において水害被害に関する会議を開催。			「洪水」	
			被災中小商工業者に対する応急復旧資金貸付を通知。	東牟婁地方事務所長	村長	「洪水」 [東総第1453号]	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			「洪水」	
			請川村議会定例会を祐川寺で開会。土地買収（校地か）について議論。			「村議」	
	8月3日		釘の送付あり。	東牟婁地方 事務所建築係	請川村長	「応急仮」	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			「洪水」	
	8月4日		罹災者用救援物資配給措置を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「救義」 [東民第867号]	
	8月5日		不測の事態における森林法第18条の適用方法を通知。	東牟婁地方 事務所長	請川村長	「洪水」 [東林第727号]	
			請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			「洪水」	
			和歌山県知事から水害義捐金を送付。	和歌山県知事	請川村長	「洪水」	
			新宮市民生課長から水害見舞金を送付。	新宮市民生課長	請川村長	「救義」	
	8月6日		7.18水害仮設住宅建築工事及び半壊家屋補修工事着工を届出。	高西組請川出張所	請川村長	「応急仮」	
			県への水害復旧陳情日程を通知。	川丈同僚会長	各村長	「洪水」	
			漂流物件拾得届出内容の周知。	三津ノ村役場	請川村役場	「洪水」	
			水害復旧対策について、国会審議中「昭和28年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案」等の送付あり。また、今災害での町村職員死亡者、自宅被災者の報告を依頼。	和歌山県町村会長	各町村長	「洪水」	
	8月7日		請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			「洪水」	
			災害建築物報告がなされる。	請川村長	東牟婁地方 事務所長	「洪水」 [請慮第1130号]	
	8月8日		奇贈義捐物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「救義」 [東民第885号]、 [東民第886号]	
			復旧用木材斡旋について申請開始を通知。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「洪水」 [東林第732号]	
			収容施設給与炊出しその他食品給与実施状況調査のための報告を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「洪水」 [東民第889号]	
			国の保有物資の罹災者に対する物資支給を通知。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「洪水」 [東民第891号]	
			7.18水害罹災者用義捐物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「洪水」 [東民第901号]	
			皆瀬川部落代表から水害義援金を送付。	皆瀬川部落代表	請川村役場	「救義」	
	8月10日		7.18水害罹災者用義捐物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「洪水」・「救義」 [東民第902号]	
			「昭和28年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案」可決の旨及び法案写本送付を連絡。	衆議院議員 世耕弘一	請川村長	「救義」	
	8月11日		7.18水害半壊家屋補修工事完了の届出と、請川村建築委員の検査完了を報告。	高西組出張所長	請川村長	「応急仮」	
			水害功労者表彰のため該当の消防吏員・消防団員・消防機関の者に関する申請開始を通知。	東牟婁地方事務所長	各町村長	「洪水」 [東総第786号]	
	8月12日		請川村大津荷・下郷・上郷・柿・耳打に物資が支給される。			「洪水」	
			罹災者用義捐物資配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長	「救義」 [東民第号] ※番号なし	
	8月12日		災害地応急かまど構築講習会を開催する旨を通知。	東牟婁地方事務所長	災害地各村長	「救義」 [東総第1537号]	
			災害復興事業に関する労働保険料を送付。	請川村長	新宮労働基準 監督署長	「請静建」	

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場 文書の出典
昭和28年 (1953)	8月13日		罹災者用義捐物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『救義』 [東民第907号]、 [東民第908号]
			応急住宅及び公営住宅施工の期間、能力、職人配置等計画内容を通知。	東牟婁地方 事務所建築主事	請川村長	『応急住』 [東総建第795号]
	8月15日		移動相談所開設通知と周知の依頼がなされる。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『救義』 [東総第800号]
			和歌山市長から見舞状及び義捐を送付。(受領印日付)	和歌山市長	請川村長	『救義』
			和歌山県東牟婁郡西向町立西向中学校長から大塔キャンプ隊・西向 中学校生徒の寄付金を送付。	和歌山県東牟婁郡 西向町立西向中学校長	請川村長	『救義』
	8月17日		請川村長と高西組とが、請川中学校建築工事請負契約を締結。			『請小中』
			田辺市役所職員一同から見舞状及び寄付金を送付。	田辺市役所職員一同	請川村長	『救義』
			7.18水害義捐金を送付。	東牟婁地方事務所長 東牟婁町村会長	請川村長	『救義』 [東民第921 号]
	8月18日		7.18水害義捐金を送付。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『救義』 [東民第925号]
			各寄付者へ礼状を送付。	請川村	各寄付者	『救義』
			7.18水害応急仮設住宅建築工事完成を届出。	高西組出張所長	請川村長	『応急仮』
	8月19日		7.18災害による応急住宅検査完了を報告。	請川村建築委員	請川村長	
	8月22日		請川村長及び職員から礼状を送付。	請川村長及び職員		『救義』
			電話にて照会のあった職員災害状況を報告。	請川村長	東牟婁地方 事務所長	『洪水』
	8月24日		7.18水害の参考資料として各方面治山事業の今後の計画調査資料と するため治山事業と水害に関する項目について調査回答を依頼。	東牟婁地方 事務所長	村長	『洪水』 [東林第752号]
			第二次7.18水害義捐金を送付。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『救義』 [東民第954号]
	8月27日		災害復旧費総額について結果変更の可能性ある旨を通知。	県耕地第一課	請川村長	『洪水』
	8月28日		7.18水害による悲話美談等の報告を依頼。	東牟婁地方事務所長		『洪水』 [東総第849号]
			7.18水害による墓地、火葬場の堆積土砂排除のための調査回答を依頼。	和歌山県衛生部長	請川村長	『洪水』 [公衛第2049号]
			第三次7.18水害義捐金を送付。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『救義』 [東民第962号]
	8月30日		小口村から見舞状、義捐金を送付。 また、7月29日に小口村から東牟婁地方事務所民生課へ、小口村連 合婦人会・青年協議会募集衣類を被災地へ配布依頼した旨を報告。	小口村	請川村長	『救義』
	9月		神戸和歌山県人会会長から見舞状・手拭を送付。(日付不明)	神戸和歌山 県人会会長	請川村長	『救義』
	9月3日		災害救助法による住宅応急修理取り扱い方法を通知。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『応急住』 [東民第968号]
			災害救助法による住宅の応急修理の対象、金額等割り当てと取り扱 いを通知。	東牟婁地方事務所	請川村長	『応急住』 [東民第97号]
	9月6日		7.18水害による経費調を報告。	請川村長	東牟婁地方事 務所	『洪水』 [請第1495号]
			請川村長が和歌山県より7.18水害復旧資金として金1万円を借用する。	和歌山県	請川村長	『復旧融』
	9月7日		応急住宅及び公営住宅の工事契約、建設費金の支払方法を通知。	東牟婁地方事務所 建築主事	請川村長	『応急住』 [東総建第898号]
	9月11日		東牟婁支会長から南近畿水害NHKたすけあい運動義捐金を送付。	東牟婁支会長	請川村分会長	『救義』 [東民第1036号]
	9月17日		和歌山県福祉協議会長・市長会長・町村会長等から夜具を送付。	和歌山県福祉協議会長 市長会長 町村会長等	市町村長	『救義』
			第四次7.18水害義援金を送付。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『救義』 [東民第1058号]
			7.18水害義捐金を送付。	東牟婁地方事務所長 東牟婁町村会長	請川村長	『救義』 [東民第1059号]
	9月22日		第三次今次水害による義捐金を送付。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『救義』 [東民第1073号]
	9月24日		7.18水害及び台風13号被害の復旧を審議する議会定例会を開催。			
	9月28日		7.18水害及び台風13号被害の復旧を審議する議会定例会を開催。			
9月30日		7.18水害及び台風13号被害の復旧を審議する議会定例会を開催。 ※以降、本表では省略するが、12月及び昭和29年も議会定例会で 水害復旧の審議がなされている。なお、昭和29年6月29日議会定 例会にて、7.18水害の1周年記念事業について知事に対して質疑が あり、知事より県の災害史編纂のことを回答する。				
10月1日		請川村長から米国仏教団へ、衣類寄贈の礼状を送付。(米国仏教団 からの寄贈の書状あり)	請川村長	米国仏教団	『救義』	
		文部省査定官指示により新校舎用地買収並に工事費補助申請書を提出。	請川村長 教育委員会委員長	東牟婁地方教育局長	『害復旧』	
10月2日		請川村長から、7.18水害による第三次義捐金配分について協議出席 を依頼。	請川村長		『救義』 [請号外]	
10月3日		7.18水害による罹災者に対し給与した応急救援物資購入配分表を送付。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『救義』 [東民号外]	
10月15日		応急住宅竣工届を提出。	請川村長	和歌山県知事	『応急住』 [請第1573号]	

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場 文書の出典
昭和28年 (1953)	10月16日		見舞金受領を報告。	請川村長	熊野川電源 開発株式会社	〔救義〕
	10月21日		緊急融資借入金及び支出金調書を提出。	請川村長		〔復旧融〕
	11月1日		市町村応急救助費繰替支弁金（罹災者応急救助活動経費）を請求する。	請川村長	和歌山県知事	〔洪水〕
	11月4日		請川村議会定例会を村役場で開会。請川村災害復旧農業土木事業費特別会計歳入出予算、地元負担金徴収条例制定、学校建築費歳入出予算について議論。			〔村議〕
	11月5日		大阪福島野田婦人会長からタオルを送付。	大阪福島 野田婦人会長	請川村長	〔救義〕
	11月6日		応急住宅竣工届を提出。	請川村長	和歌山県知事	〔応急住〕
	11月10日		請川村長から大阪福島野田婦人会長へ、義捐金・物資寄贈の礼状を送付。	請川村長	大阪福島 野田婦人会長	〔救義〕
	11月14日		災害緊急融資使用状況調査のため書類作成を依頼。	東牟婁地方事務所	各町村長	〔復旧融〕 〔東総第1179号〕
	11月25日		請川村議会臨時会を村役場で開会。特別会計歳入出予算・災害による公営住宅・応急住宅建設について議論。 応急住宅建設戸数を提出。	請川村長		〔村議〕 〔応急住〕
	12月12日		7.18水害による応急仮設住宅入居者名簿作成及び民生課宛に提出を依頼。	東牟婁地方事務所	関係町村長	〔応急住〕 〔東民第1420号〕
	12月14日		公立学校設備・備品災害報告提出を依頼。	東牟婁地方教育局	各地方教育委員会	〔害復旧〕 〔教東第368号〕
	12月15日		請川中学校建築工事のため手伝奉仕人差配を依頼。	請川村長	駐在員	〔請静建〕
	12月19日		7.18水害市町村応急救助費繰替支弁清算書記入方法説明会開催を通知。	東牟婁地方事務所	請川村長	〔応急住〕 〔東民第1436号〕
			応急仮設住宅状況報告を依頼。	東牟婁地方事務所	請川村長	〔応急住〕 〔東民第1437号〕
	12月24日		第四次7.18水害義捐金を送付。	東牟婁地方事務所	請川村長	〔救義〕 〔東民第1424号〕
			7.18水害及び台風13号義捐金追加分を送付。	東牟婁地方事務所	請川村長	〔救義〕 〔東民第1466号〕
			日本赤十字社災害義援金及び物資の配給を依頼。	東牟婁地方事務所	請川村長	〔救義〕 〔東民第1475号〕
	12月25日		災害救助法による住宅応急修理竣工を通知。	東牟婁地方事務所	請川村長	〔応急住〕 〔東民第1494号〕
	12月30日		災害義援金受領書を送付。	請川村長	東牟婁地方事務所	〔救義〕
	昭和29年 (1954)	1月1日		請川村長が和歌山県から、7.18水害緊急復旧資金として金671万円を借用する。		
1月6日			義捐金、物資の受領書を送付。	請川村長	東牟婁地方事務所	〔救義〕
1月7日			昭和28年発生災害緊急融資借替手続きを依頼。	東牟婁地方事務所	各町村長	〔復旧融〕 〔東総第32号〕
1月12日			請川村長から日本赤十字社和歌山市部へ、義捐感謝状を送付。	請川村長	日本赤十字社 和歌山市部	〔救義〕
1月25日			昭和28年水害による中・小学校、公民館復興資材として払下げを申請。	請川村長	新宮営林署長	〔請静建〕
2月13日			災害校舎復旧国庫補助金について原案を文部省に携行し承諾を得る旨を通知。※年は推定。	和歌山県教育委員会 委員坪野賢三	請川村長	〔請静建〕
2月22日			昭和28年度発生災害による公立学校施設災害復旧費国庫負担申請書作成方法を通知。	東牟婁地方教育局	各地方委員会	〔請静建〕 〔教東第459号〕
3月9日			市町村繰替支弁応急救助費精算監査実施を通知。	和歌山県民生課長	請川村長	〔救義〕 〔厚第232号〕
3月13日			請川村議会定例会を富士屋旅館で開会。災害復旧工事立替施行・災害復旧農業土木事業費特別会計歳入出予算・負担金徴収条例制定・学校建築歳入出予算について議論する。			〔村議〕
3月17日			請川小学校復旧費増額を陳情する。	請川村長	和歌山県教育局長	〔請静建〕 〔請第380号〕
3月23日			学校建築敷地工事における村民労力奉仕依頼を通知。	請川村長		〔請静建〕 〔請号外〕
3月30日			国庫補助金及び負担金の交付申請を通知。	東牟婁地方教育局長	該当市町村教育長	〔請静建〕 〔教東第499号〕
			請川中学校増築が竣工。			〔請公落〕
3月31日			昭和28年水害により被害を受けた市町村の起債の特例法による対策費起債について調査提出を依頼。	東牟婁地方事務所	各町村長	〔復旧融〕 〔東総第559号〕
4月8日			昭和28年度公立文教施設国庫負担（補助）事業実施上の諸注意を通知。	和歌山県教育長	該当市町村長	〔請静建〕 〔学第182号〕
4月26日			中・小学校復旧整備起債並びに補助に関して各省庁との折衝状況の中間報告。	衆議院議員 世耕弘一		〔請静建〕
5月			請川小学校鉄筋建築許可がおりる。			〔請公落〕
5月22日			請川小学校建築についての協議会開催を通知。	請川村長	村会議員	〔請静建〕
6月8日			請川小学校建築にかかる経費についての嘆願書を提出。	請川村長 教育委員長	和歌山県教育長	〔請静建〕
6月10日			昭和28年度災害応急救助費繰替支弁再度監査を通知。	和歌山県民生部長	請川村長	〔応急仮〕 〔厚第608号〕
6月11日			昭和28年度文教施設国庫補助（負担）事業予備監査実施を通知。	東牟婁地方教育局長	請川村教育委員会	〔請静建〕 〔教東第930号〕
6月17日			静川小学校新校舎建設促進要望書を提出。	静川区民代表者	請川村長	〔請静建〕
7月1日			請川村長と工事請負人とが請川中学校運動場工事請負契約を締結。			〔請小中〕
7月12日		災害救助法による応急仮設住宅の払下げ申請開始を通知。	東牟婁地方事務所	請川村長	〔応急仮〕 〔東民第851号〕	

年	月日	時刻	内容	差出・送り主等	宛先・受取り主等	請川村役場 文書の出典
昭和29年 (1954)	7月13日		小学校設計図面を送付。	和歌山支所 (高西組か)	請川村長	『請静建』
	7月16日		災害応急仮設住宅払下げ申請書を提出。	請川村長	和歌山県知事	『応急仮 [東民第863号]
	7月28日		請川小学校新築設計料金受領を通知。	日建設工務株式会社	請川村長	『請静建』
	8月15日		請川村長、6月17日提出の静川小学校新校舎建設促進要望書を受領。		請川村長	『請静建』
	8月18日		請川小学校物置小屋競争入札周知の依頼がなされる。※年は推定。	請川村長	駐在員	『請静建』
	8月25日		請川村長と高西組請川出張所とが、請川小学校建築の工事請負契約を締結。 また、請川小学校新築工事着工を届出。	高西組請川出張所	請川村長	『請小中』
	8月28日		請川小学校新築工事設計料残額受領を通知。	日建設工務株式会社	請川村長	『請静建』
	8月29日		災害救助法による応急仮住宅の払下げ認可を通知。	東牟婁地方事務所長	請川村長	『応急仮 [東民第851号]
	9月1日		村議会において、請川・静川小学校建築工事は高西組と契約する議案を提出。			『請静建』
	9月29日		建築過程を報告。	請川村長	請川村議会議員	『請静建』
	10月2日		静川小学校建築において学区内手伝奉仕差配を依頼。	請川村長 教育委員長 静川PTA会長	駐在員	『請静建』
	10月6日		小学校建築援助を依頼。	請川村長 村会議長 教育委員会委員長		『請公落』
	10月13日		請川村長と高西組出張所とが、請川中学校工作物復旧の工事請負契約を締結。また、請川中学校工作物復旧工事着工を届出。	高西組出張所	請川村長	『請小中』
	10月28日		砂利・砂払下げ許可を通知。	新宮土木出張所長	請川村長	『請静建』 [新宮土木出張所 指令第2470号]
	11月11日		昭和29年度公立学校施設補助事業事務処理方法を通知。	和歌山県教育長	該当市町村長 教育委員会	『請静建』 [学第696号]
	11月20日		請川中学校工作物復旧工事竣工を届出。	高西組出張所	請川村長	『請小中』
	12月		文教施設災害一時借入金を返還。(日不明。受領印日付は13日か18日)	請川村長	和歌山県出納長	『復旧融』
	12月9日		文教施設関係工事請負事業主名の照会あり。	和歌山労働基準局 労災課	市町村長	『請静建』 [和基災第2197号]
	12月10日		公立文教施設関係法令説明会及び同補助事業事務処理説明会の開催を通知。	東牟婁地方教育長	各地方教育委員会	『請静建』 [教東第280号]
	12月15日		静川小学校落成式執行を通知。	請川村長 教育委員会委員長		『請静建』
12月16日		昭和28年災害起債特例法に基づく地方債元利補給交付申請を通知。	東牟婁地方事務所長	各町村長	『復旧融』 [東総第1664号]	
12月20日		請川村長から高西組へ、静川小学校建築建築感謝状あり。 また、請川村長から潮岬村大工棟梁へ、静川小学校建築感謝状あり。	請川村長	高西組・潮岬大工棟梁	『請静建』	
昭和30年 (1955)	1月20日		請川村長と高西組請川出張所とが、請川小学校住宅建築請負契約を締結。また、請川小学校住宅建築工事着工を届出。	高西組請川出張所	請川村長	『請小中』
	1月24日		昭和29年度の国庫費負担枠査定額通知及び係員派遣を依頼。	和歌山県 教育庁学事課	請川村教育委員会	『請静建』
	1月29日		請川中学校監査に関わる回答を報告。	請川村役場	施設係長	『請公落』
	1月30日		請川村長と高西組出張所とが請川公民館建築工事請負契約を締結。また、請川公民館新築工事着工を届出。	高西組出張所	請川村長	『請小中』
	2月10日		公立学校施設補助事業の成功認定検査実施を通知。	東牟婁教育局長	各地教育委員会	『請静建』
	2月19日		公立文教施設費による国庫負担(補助)事業廃止と変更を通知。	東牟婁地方教育局長	各地方教育委員会	『請静建』 [教東351号]
	2月25日		請川小学校竣工式等打合せを通知。	請川村長	請川学区内駐在員	『請静建』 [教東第339号]
	3月9日		請川小学校炊事室兼宿直室、便所の競争入札周知を依頼。	請川村長	駐在員	『請静建』
	3月11日		昭和29年度公立社会教育施設災害復旧事業の計画変更の承認申請方法を通知。	和歌山県教育長	請川村教育委員会	『請静建』
	3月16日		昭和29年度国庫負担金交付申請書について係員派遣を依頼。	学事課長	請川村教育委員会	『請静建』 [学第142号]
	3月22日		昭和29年度公立文教施設費による国庫負担(補助)次号の実施状況について調査報告を依頼。	東牟婁地方教育局長	各地教育委員会	『請静建』 [教東36号]
	3月24日		昭和29年度公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付金額内訳書を送付。	文部大臣	和歌山県 管下市町村	『請静建』 [文施助第330号]
	3月31日		請川小学校新築工事・請川小学校住宅建築工事竣工の届出あり、和歌山県技師建築主事が竣工認定書を発行する。 また、請川公民館新築工事竣工を届出。	高西組 請川出張所	請川村長	『請小中』
	4月13日		昭和29年度公立文教施設災害復旧費による国庫負担金の決定ならびに交付を通知。			『請静建』 [学第208号]
	4月25日		請川小学校及び公民館の落成式開催。式開催にかかわる諸々の案内、派遣依頼状等あり。			『請公落』
	7月14日		公立文教施設費による国庫補助事業の成功認定実施方法を通知。	東牟婁地方局長	各地方教育委員会	『請静建』 [教東91号]
	7月18日		成功認定申請書を提出。	請川村教育委員会	文部大臣	『請静建』 [請教第19号]
	4月25日		公立文教施設費による国庫負担(補助)事業費の清算について書類提出を依頼。	東牟婁地方教育局長	各地方委員会	『請静建』 [教東第11号]

#### 四、請川村の復旧過程

【復旧施策】 【資料①】は、東牟婁災害救助支隊長（東牟婁郡地方事務所長池田新之助。図1参照）から分隊長（各村長か。請川村長は日浦亦彦）に宛てた通知である。七月十八日、災害救助法が発動されたことにより、これに基づいて救助が行われることとなった。救助・支援の基本方針として、各種経費・期間・食料・生活必需品等・学用品の取り決めについて記載されている。

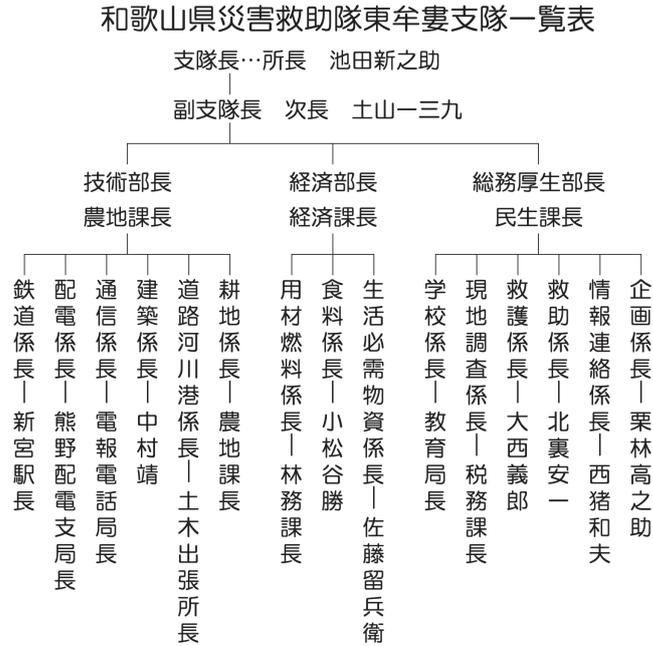


図1 『和歌山県災害史』 230頁より

【資料②】は、請川村に隣接する四村村長から請川村村長に宛てたものである。四村は、請川村の北に位置する村で（地図2参照）、昭和二十八年時の人口は二五六〇人、世帯数は五〇二戸である。先述した坂久五郎の報告によれば、四村は比較的被害が少なく、出水と見るやすぐに対策本部を設置し、村民一体で隣村の救援作業にあたったという（『災害史』）。

編成目的に「国家及び県の救護に先立ち、罹災者の救恤及び復旧差事業に応急適切な措置を講じる」とある。熊野川流域の村々は、災害により交通が寸断されやすく、郡外からの支援がすぐには届き難い。救助活動における初動対応の重要性が認識されていたといえる。救援の対象と期間、方法は、被害の程度と復旧状況によって類別されている。対象は、被害の大きかった三里・本宮・請川各村であり、救援部隊を持たない本宮村を重点的に救助するものであった。また、坂久五郎の報告には、

被災地における住民諸君が、あの荒廃した惨憺たる中であつて、泥と汗まみれになりながら、あらゆる困難を排除いたしまして、ひたすら村の復興と郷土の再建に奮起しております（中略）東西両牟婁郡の各町村が連日により消防団、青年団を動員いたしまして現地に派遣され、一意罹災民の救援に当たりました

とある。四村の救助隊と同じく、各種団体・村民による救援活動が行われていた。報告の通り、西牟婁・東牟婁両郡の各町村から連日消防団・青年団が派遣され救援にあたったことがわかるのが【資料③】と【資料⑤】である。

【資料③】は消防団の派遣に関する文書で、【資料⑤】は東牟婁郡青年団体連絡協議会長から請川村青年団に宛てた文書である。本水害の救援活動において消防団と青年団が果たした役割は大きかったことが坂久五郎の報告からも察せられる。前掲【資料②】の四村救援隊でも、青年団は協力団体として位置付けられている。青年団では、具体的には支援物資や義援金の収集と送付を行い、また、出勤していない団体以外でも適宜復旧活動に従事する労力奉仕を行うということであった。消防団や青年団など、村外からの救援部隊を受け入れつつ村内でも再建に向けた活動を行っていたことを示すのが【資料④】である。具体的な作業内容は詳らかでないが、持参する道具に「よき」（斧）・「のこ」（鋸）・「えんぴ」（円匙。小型のシャベル）とあるから泥土・流木処理の作業が中心だったと思われる。

このように、水害発生の数日後、消防団や青年団などによる復旧支援や、支援物資の送付が行われたほか、和歌山放送局からも援助の申し出が伝えられた。

【資料⑥】には、水害の惨状を全国に知らせるべく、現地の状況などについて申し出願うとともに、罹災者が集まる収容所においてラジオ受信機の配布を行うこと、個々の家庭においてはラジオ受信機の修理を行う旨を記している。

ラジオは被災地における娯楽の一つとして重要なものであったことは想像に難くないが、次でふれるように、交通の遮断によって水害にまつわる様々なデマがはびこっていた当時の状況下においては、ラジオを通して被災者が正確な情報を得ることができ環境が用意されることは重要であった。

【資料⑦】及び【資料⑧】のように、罹災者宛のビラも作成された。罹災者への激励と救済物資空中投下の連絡のこと、デマの注意喚起を記したものである。

『災害史』には、七月二十二日に米軍飛行機から本宮地区方面に激励ビラを散布したこと、二十三日及び二十四日に本宮方面で食糧投下が行われたことが記載されている。『災害史』の記述に鑑みると、【資料⑦】は二十二日に、【資料⑧】はアメリカ軍飛行機からの食糧投下と同時に撒かれたビラと思われる。

被災地を見捨てないメッセージに加え、デマへの注意喚起が記されていることに注目される。総理府国立世論調査所が行った七・一八水害の調査には、

デマ或いはそれに類するものも、当時は或る程度あり、その内容は被害の過大、天然ダム、貯水池などの決潰の如き、恐怖的デマが大部分であった(中略) 河川の上中流域の地区では、正しい情報がたりず、ためにデマと正しい情報との識別が出来ぬ危険性がみとめられた

とある。七・一八水害においては割合多くのデマが発生したようで、デマを聞いたものは全体の二十四パーセントという結果だった(同年、九州地方で死者・行方不明者約一、〇〇〇人を出した昭和二十八年西日本大水害では、デマを聞いたものは全体の八パーセントである)。デマの具体的な内容は、和歌山市・海南市・箕島町が全滅、暴動(集団強盗)、革命などであった。また、同調査所は、

罹災者は正しい情報を与え、デマと正しい情報を区別出来る力を与えることが肝要であり、この点本災害にあつては、中、上流域の村にあつては食糧の補給に逐われて、そこまで及び得なかつたのが実情であろう

と評価している。【資料⑦】及び【資料⑧】からも、水害発生後数日のうちにデマが発生していたこと、県でもデマの発生とその危険性について把握しており、注意喚起を行っていたことが窺えるが、世論調査所の調査結果に表れているように、デマの根絶は困難だったようである。

以上は七月中のおもな動向である。水害からおよそ一ヶ月経過した八月の半ばに入り、被災地における生活再建のための各種支援が行われるようになる。【資料⑨】では、被害の大きかった三里・本宮・請川各村において各家庭での応急かまど構築のための講習会を実施する旨を通知している。【資料⑩】でも、前掲三ヶ村に敷屋村を加えた四ヶ村において、職員を派遣し生活・生業、具体的には農業、厚生・住宅、土木事業に関する相談会を実施する旨を伝えている。

熊野川の洪水により流域の村々の家屋に損壊が生じたが、当然被害はそれだけではなかった。【資料⑪】は、三津ノ村からの漂流物拾得に関する通知である。三津ノ村は、請川村よりも熊野川下流に位置しており、洪水により上流の村から様々なものが流れ着いた。洪水によって家財などが流失していたのである。三里・本宮・請川各村で全壊した家や浸水した家が多かったことを考えれば、三津ノ村からの本通知で記載されているのは流失したもののほんの一部であろう。

政府などによる積極的な救援を訴える運動も活発であった。【資料⑫】から【資料⑭】は和歌山県町村会長戸西倍一及び和歌山県町村議長会長平松宗一から届いた、七・一八水害復旧運動に関する報告である。

和歌山県町村会では、十八日の水害発生時にさまざま政府関係機関、各政党本部、議員らに救援依頼を打電し、十九日には被害状況確認のため来県した大臣、議員らに援助を懇請していた。二十二日には全国会臨時総会において政府及び国会に対する活動方針や要望事項を決議している(以上【資料⑫】)。

二十三日から、和歌山県町村議長会長らによって水害復旧運動を、全国町村議会議長会、国会議員、中央省庁などに対して展開している。二十三日・二十四日は、県内各郡町村議長会が会議・総会に出席し、被害の窮状を訴え、復旧協力を要望している。二十五日は、会長代理らが上京し、複数の班にわかれて陳情・要望を

行った。第一班は、衆議院や各省庁・大臣に対して、第二班は、各政党の委員長らとの面会を望み、水害の実情を伝え、特別立法の法制化を要望した。県町村議長会と面接した、「紀州の勢に通じている」自由党幹事長の佐藤栄作は、和歌山山間部の道路復旧について特に力説し、和歌山県災害の特異性を懇談するとともに復旧対策を約束したという（以上【資料⑬】）。

八月には、和歌山県町村会も上京し、町村議長会各郡会長、県議会らとともに陳情活動を行っている。また、【資料⑭】にみえる「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法」の案について、法の適用範囲や予算の問題は残るため、送付する法案の写しで事前に精査しておくことを各村長に要請している。

以上のように、水害発生直後から和歌山県町村会、町村議長会らは復旧にむけての運動を展開しており、被災地へ逐一経過報告を行っていた。

また、県出身の国会議員による運動も展開されている。【資料⑮】の差出人である世耕弘一（敷屋村〔現田辺市本宮町敷屋及び新宮市熊野川町西敷屋〕出身）は、『災害史』によれば、七・一八水害発生の翌日、衆議院議員辻原弘市（田辺町〔当時〕出身）・坊秀男（天野村〔現かつらぎ町〕出身）とともに来県し、東京での動向を伝え、また、被災地の視察を行った。故郷とその周辺の村々の惨状を目にした世耕弘一のその後の動向の一端については、『請川村役場文書』の七・一八水害関係資料に収録された【資料⑯】を含む三点の世耕弘一の書簡から判明する。これらの書簡については、すでに後誠介氏による紹介と考察がある<sup>15)</sup>。

「災害救助に関する特別措置法案」とは、【資料⑭】でも触れた「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法」の案である。和歌山県町村会でも事前に、審議中の法案の概要について各村に伝達していたが、世耕弘一の十日付の書簡には、法案が可決し、案の写を作成して送るの<sup>16)</sup>で和歌山県とも十分に打ち合わせるよう伝えている。「早急写本作製致候ため脱字などあるやも計り難く」（急いで写しを作成したので脱字などがあるかもしれない）の一文からは、故郷の早期復旧にかける世耕弘一の熱意が窺えよう。

世耕弘一は、教育面でも支援を行っている。残る一点の書簡のうち、七月二十八日付の書簡からは、生徒の学習資材用として一万円を寄付していることがわかり、昭和二十九年四月の書簡では、請川村村長宛に学校復旧費用に関する関係省庁との折衝の経過と見通しについて記している。また、たびたび被災地と自宅のある奈良県生駒町（現生駒市）と、東京との間を往復していたようで、国会での災害対策委員会では被災地出身議員として復旧に関する質疑を提出していた<sup>16)</sup>。いずれの書簡からも、敷屋村の出身議員であり教育者でもあった世耕弘一の、復旧の行動力と熱情が窺えるものである。

七・一八水害をうけて、和歌山県では水害の原因や被害の記録について調査し収集を行っている。この活動に関わるのが【資料⑯】と【資料⑰】である。

【資料⑯】では、のちの治山事業遂行のために、今水害の発生と山林の管理状況との関連について明らかにするために、山林崩壊が生じた地域での事例や調査記録の報告を求めている。

当時の調査では、今次水害が大規模なものであったことの原因の一つとして、山林の乱伐があげられている。【資料⑯】が作成される約十日前には、水害発生の学術的究明と対策確立を目的とした近畿各大学連合水害化学調査団が和歌山県に訪れている。調査団は八月十一日から十七日までの期間、有田川中・下流域を調査した。その結果は『和歌山水害報告書』としてまとめられている<sup>17)</sup>。この時の調査によれば、植生・植林は中・小規模の山崩れに対しては一定の効果があったという。和歌山県ではこの調査結果もふまえて、山林の管理状況と被害との相関関係について改めて調査を行ったのだろう。

【資料⑰】では、被災地における悲話美談について、日時・場所・人・内容の詳細をまとめ、報告するよう依頼している。この時点では、和歌山県を代表する詩人・作家の佐藤春夫に依頼して、収集した悲話美談をストーリーとしてまとめる予定だったらしい。残念ながら現時点では、この依頼によって冊子が作成されたかどうかは確認できないが、未曾有の水害の記憶を風化させず後世に伝えようとする姿勢があったことは確かである。

なお、昭和二十九年六月二十九日の和歌山県議会定例会では、日高郡上南部村（現みなべ町）出身の丸山弘県議会議員が、水防・治山事業を主軸に県政に取り組む必要性を訴え、その計画の具体案と、七・一八水害一周年の記念事業について、県知事小野真次に質疑している。知事から治山事業に関する回答はなかったが、記念事業については「県の災害史をつくってみたい」と答えている。

【応急住宅】 請川村では応急住宅の補修及び建築工事が八月五日から始まり、十日には補修工事の、十八日には建築工完了の届出が提出された(表5 同日条)。  
【資料⑱】から【資料⑳】は、これら補修・建築工事の取扱いに関する通知である。  
【資料㉑】では、村ごとの応急仮設住宅と公営住宅の戸数、工事請負業者の分担、工期、資材、その他の取り決めについて記載している。資金や一部の建築資材は工事請負業者が立替で負担することとし、また、各村からの意見の聴取や打合せが行われていない状況での通知ではあるが、通知の末尾に「最も迅速に建設するには之より他に方法がないと思えますので」とあるように、まずは罹災民の居所を確保することを優先していたことが窺われる。

【資料㉒】と【資料㉓】とは、災害救助法に関わる応急修理費用補助の取り決めに關する通知である。【資料㉒】には、災害救助法が改正された八月三日を基準として、対象となる補修工事の内容について記載している。請川村での応急仮設住宅の建設が八月五日に始まっていることをふまえると、【資料㉓】と【資料㉔】にみえる特別措置法の事例と同様、災害救助法の改正以前から、請川村に対して改正法案の内容が知らされていたと考えられる。【資料㉕】で規定されている「家屋補修台帳」とは、『昭和廿八年 七. 一八災害 同十三号台風災害 応急仮設住宅関係』に合綴された『七. 一八災害応急家屋修理台帳』のことである。

【資料㉖】と【資料㉗】は七・一八水害を受けて設営された応急仮設住宅の払下げに関する文書である。水害から約一年を経て、応急仮設住宅は希望があれば払下げを行うこととなった。請川村では、和歌山県知事に届け出た応急仮設住宅四十四戸（七・一八水害によるものは三十八戸、台風十三号によるものは六戸）のうち三十戸の払下げを申請した。

払下げ申請がなされた応急仮設住宅のその後については明らかではないが、【資料㉘】にもみえる、公営住宅はその後も長く活用されていたようである。一部の公営住宅は、水害が発生した際に住人が一時避難をする家屋として、熊野川流域の地域にみられる「上がり家」に転用されていることが確認されている。<sup>(15)</sup>

【学校施設の復旧】 【資料㉙】・【資料㉚】は静川小学校復旧に関する資料で、児童の良質な教育環境確保のため、静川小学校の早期再建を希求する村民の要望書と、それに対する請川村村長の回答である。【資料㉛】は、昭和三十年四月二十五日の請川小学校及び公民館の落成式における小学校再建経過報告の原稿である。【資料㉜】・【資料㉝】からも窺える通り、そもそも請川小学校・静川小学校とともに、校舎の老朽化が進んでいたため、昭和二十八年以前に建替が検討され、資材の確保の準備も進められていた。しかし、七・一八水害の発生によって校舎が損壊を被り、校舎の再建も遅れることとなった。いずれの資料も、この間の経緯について分かりやすくまとめられており、水害後しばらくの児童らの教育環境についても知り得る。

もともと請川・静川両小学校建替のための建築資材も用意されていたが、これらは水害で被害を受けた家屋等の再建・建築にあてられた。また、このとき校舎や応急住宅の建築用材として大塔官有林からの木材払下げ申請を行っているが、九月の台風で林道が大破し木材の輸送が困難となったため、また財政的な問題もあり校舎の再建が遅れてしまったようである。翌年、再び官有林の木材の払下げ申請を行うとともに、「昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法」の適用を申請した。請川小学校に関しては、校舎の設計、設備、費用などが詳細に記載されており、とくに新校舎の設備に関して列挙されている長所をみれば、旧校舎と比較して教育環境が大きく改善されたことが察せられる。

以上、請川村における水害復旧に関わる活動について、いくつかの資料を取り上げて確認してきた。復旧活動は、七月十八日の水害発生当日に始まり、昭和三十年（一九五五）四月の請川小学校落成式と、同年七月の校舎建築の成功認定

申請書の提出以後、確認ができなくなる。請川村の復旧は、約二年の歳月を経て、小学校の再建をもってようやく一応の完了をみたということになる。

## おわりに

これまで請川村における七・一八水害の被害状況及び復旧について、『請川村役場文書』七・一八水害関係資料を中心にみてきた。『災害史』等で十分には言及されなかった村の復旧過程について大略明らかになったことと思う。資料の性質上、その実態が判明するのは請川村の復旧活動が中心であるのは当然だが、隣接する村の状況や動向についても判明する部分があった。

なお、請川村に近い三津野村・九重村・玉置口村における七・一八水害の被害及び復旧について、『熊野川町史』<sup>19)</sup> に関係資料とその解説が掲載されている。個別の村ごとに七・一八水害における被害・動向を明らかにしたうえでそれぞれを対照していけば、ひとたび災害が発生すれば交通が遮断し、孤立しやすい当該地域全体における、より総合的かつ具体的な復旧・支援状況や、災害時における熊野川流域の村々の活動とつながりについても把握することができよう。

前述の通り、七・一八水害においては、有田川流域と比べれば請川村があった地域の被害は少なかったといえる。しかしながら熊野川流域のこの地域において、平成二十三年（二〇二一）九月の紀伊半島大水害でも熊野川が氾濫して甚大な被害がもたらされた。熊野川流域では歴史的にも洪水がたびたび発生しており、今後もこの地が大規模な水害にみまわれることは十分に想定される。

『請川村役場文書』を含め、熊野川流域の水害に関わる資料を活用し、水害によって地域・先人たちがいかなる被害を受け、いかに復旧していったのか、その過去を知るとともにこれらの記録を残して蓄積していくことも、将来起こり得る水害への備えとすることができよう。本稿がその一助となれば幸いである。

## 注

- (1) 藤隆宏「令和3～5年度の民間所在資料保存状況調査について―田辺市・上富田町―」(本誌『和歌山県立文書館年報・研究報告』一、二〇二四)
- (2) 『和歌山県災害史』(和歌山県、一九六三)
- (3) なお、本稿の内容は、令和六年(二〇二四)三月二日、和歌山県田辺市の文化交流センター「たなべる」で開催された「歴史から学ぶ防災2023―命と文化遺産を守る―」において筆者が報告した「昭和28年水害をふりかえる―請川村役場文書にみる復旧のようす―」をもとに加筆修正を施したものである。
- (4) 『紀伊統風土記』巻八十五「牟婁郡第十七」
- (5) 『昭和二十八年七月十八日水害 救援及義捐関係』(『請川役場村文書』所収「御見舞礼状」)
- (6) 『昭和二十八年七月十八日水害 救援及義捐関係』(『請川役場村文書』所収「陳情」)
- (7) 『昭和28年版 和歌山県統計書』第三章「2. 住民登録による人口及び世帯数」(和歌山県、一九五四)
- (8) 以上、『角川日本地名大辞典 30和歌山県』(角川書店、一九九二)
- (9) 『本宮町史 近現代史料編』(本宮町、二〇〇〇)
- (10) 『昭和29年度 和歌山県統計年鑑』第二章「1. 本県人口累年比較」(和歌山県、一九五六)
- (11) 『昭和28年版 和歌山県統計書』第三章「2. 住民登録による人口及び世帯数」(和歌山県、一九五四)
- (12) 『和歌山県災害史』(和歌山県、一九六三)二〇二頁。
- (13) 『本宮町史 通史編』(本宮町、二〇〇四)
- (14) 『世論調査報告書 調査番号―86 和歌山県水害についての世論調査』(総理府国立世論調査所、一九五三)
- (15) 後誠介「世耕弘一先生の請川村村長宛の書簡 昭和28(一九五三)年紀伊半島大水害の復旧に関連して」(『A Way of Life ―Seko Koichi―』<https://note.com/futokan/n/n3006f64e7cb6> 最終閲覧二〇二四年九月五日)
- (16) 注15に同じ。
- (17) 近畿地区大学連合水害科学調査団『和歌山県水害報告書』(日本教職員組合近畿地区協議会大学部、一九五三)
- (18) 落合知帆「洪水時一時避難のための「上がり家」に関する研究―和歌山県田辺市本宮町請川地区を事例として―」(『公益社団法人日本都市計画学会都市計画報告集』一三二、二〇一五)
- (19) 『熊野川町史 通史編』(新宮市、二〇〇八)、『熊野川町史 史料編Ⅱ』(熊野川町、二〇〇四)

## 凡例（資料紹介）

一、【資料①】、【資料⑤】は、田辺市教育委員会所蔵『請川村役場文書』のうち、昭和二十八年七月十八日水害（七・一八水害）における請川村の被害、復旧などに関する文書の一部である。

一、資料は、【復旧施策】・【応急住宅】・【教育】にわけて掲載した。

一、【資料（番号）】は本稿掲載にあたって便宜的に付したものであり、『請川村役場文書』中の資料番号ではない。

一、紙数及び体裁の都合上、改行は原則として追い込みとした。そのうえで、本文を読みやすくするために字下げや行頭揃えなどの処理を行った。

一、字体は、原則として常用漢字に書き改めた。

一、歴史的仮名遣いは原則としてそのままとした。

一、原文にはもともと句読点が打たれている箇所もあるが、読みやすさを重視して新たに句読点を打ち直した。

一、破損などにより判読できない文字は、字数が確定できるものはその字数分を■で示した。

一、文字の判読について、筆者による推定は当該文字の右傍に（ ）もしくは（ ）で示した。

一、文字の右傍に（ママ）と示したものは、その文字がそのまま記載されていることを意味する。

一、見せ消し・抹消文字は翻刻せず、訂正後の文字をそのまま翻刻した。

一、本文中「」で示したものは筆者による注を示す。

\*資料に類出する金額の参考として、『昭和28年版 和歌山県統計書』第十七章「1. 消費実態調査年次別比較」（和歌山県、一九五四）によれば、昭和二十七年十一月の一人当たり一ヶ月平均支出額（内訳は食料・被服・光熱・住居・雑費）は、新宮市では三、九一九円、田辺市では四、一四二円である。

## 【復旧施策】

【資料①】（表5 昭和二十八年七月二十日条 『洪水』「東民第804号の4」）

東民第八〇四号ノ四

昭和二十八年七月二十日

東牟婁災害救助支隊長

各分隊長殿

災害救助法による救助の程度方法及び期間について

十八日末の大雨に依り全県下に相当の被害あり。被害者の応急救助のため十八日午前九時廿五分現在災害救助法を発令したが、これが救助の程度方法期間については昭和廿三年和歌山県告示第四九号により公示せられているのであるが、これが取扱いについては、左記によられたく通知する。

記

一、収容施設の供与

経費及び期間

一人当り一日三円以内とし期間二日以内とする。

二、炊出その他による食品給与

罹災者に対し炊出しを実施した場合は、これを確認し、左の額の範囲内に止めること。

なお青年団、消防団、婦人団等郊外救助に従事したる者に対する炊出しの費用は絶対■ない。

一人一日当り三十四円以内とし期間は二日以内とする。

三、被服、寝具、その他生活必需品の給与

1. 寝具等（毛布タオル等）は県において措置するから、現地調弁はこれを避けること。

2. 生活必需品は左の範囲内において厳選調弁せられたい。  
全かい、<sup>一週</sup>流失世帯について

一人世帯 八七三円以内

二人〃 九四五円〃

三人〃 一、〇二八円〃

四人〃 一、〇五九円〃

五人世帯 一、二四三円以内

五人以上一人を増す毎に九〇円以内を加算する。  
半かい床<sup>(敷)</sup>上浸水世帯について

一人世帯 三二五円以内

二人〃 三四二円〃

三人〃 三九六円〃

四人〃 四〇五円〃

五人〃 四七七円〃

五人以上一人増す毎に九〇円以内を加算する。

四、学用品の給与について

学用品の給与のため与出する費用は次の限度内に止めること。

1. 住宅の流失全<sup>(壊)</sup>か<sup>(壊)</sup>いせる世帯については一人につき二七五円以内。

2. 住宅の半<sup>(壊)</sup>か<sup>(壊)</sup>い床上浸水(床下は含めない)せる世帯については一人につき五五<sup>(壊)</sup>以内。

五、輸送費

被害者避難のための移送及び救助物資等の輸送に要する費用は公定価格に依る実費を支出する。

六、人夫賃

救助のため必要な人夫の備上げに要する費用は昭和廿二年労働省告示第八号の標準賃金の範囲において実費を支出する。

但し避難所開設のため使用する人夫の備上げの費用は避難所開設の費用として(収容施設の供与)に定める費用に含めるものとする。

【資料②】(表5 昭和二十八年七月二十日条「救義」「四庶号外」)

四庶号外

昭和三十八年七月二〇日

四村長 西律(印)

請川村長殿

災害連絡について

七・一八水害救援のため、別冊の通り対処することになりましたので、爾後の救援に関する一切の連絡は、「四村災害救援隊本部長」宛御願ひ致します。

尚関係者一同全力をあげて助力申上げる計画であります、何かと手落があること、思います。

御遠慮なく御註文下されば御期待に添う様、活動させて頂きます。

〔表紙〕

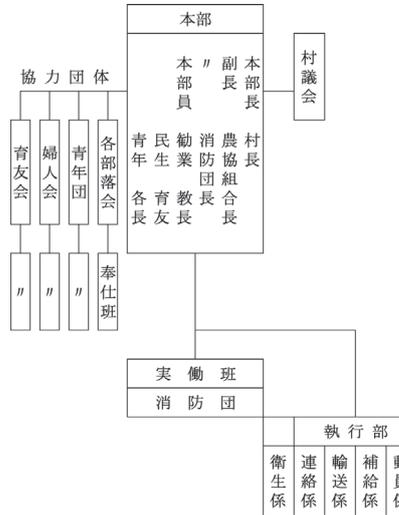
「 昭和三十八年七月十八日

四村災害救援計画

四村(印)

〔本文〕

四村災害救援隊編成



備考

1. 救援実施に伴い必要と思料される場合は本編成の改編を行うことがある。

2. 協力団体の動員は動員係を通じ各団体責任者に要請す。  
任務

1. 本部長 関係機関及協力団体と連<sup>(携)</sup>を維持し執行部、実働部隊を指揮して災害救助の実行に任ず。

2. 副長 本部長を補佐し執行部及び実働隊の指揮に当る。

3. 部員 救援計画の樹立に参画し必要とする外交を担当する。

4. 動員係 村内より派遣する人員の動員を行い編成及配置を為し併せて庶務を掌る。

5. 補給係 救援物資のシユウ集<sup>(マ)</sup>を為し適切なる補給を行い併せて給与及会計を掌る。

6. 輸送係 補給係と連絡し救援地に対する人員及物資の輸送を掌る。

7. 連絡係 関係機関及協力団体との報告及連絡を掌る。

8. 衛生係 主として罹災地区の防疫治療に協力する。

一、目的

「七・一八水害」の被害隣接村に対し、国家及び県の救護に先立ち、罹災者の救恤及び復旧事業に応急適切なる救援措置を講じるものとす。

二、措置

1. 救援隊の設置

救援実施のため救援隊を設置す。編成及任務別表の通り。

2. 救援の対象

(イ) 甲地区Ⅱ三里、本宮、請川三ヶ村

(ロ) 乙地区Ⅱその他の川丈各被害村

甲地区に対しては、直接人員の派遣及び物資の補給をする。

乙地区に対しては、慰問、激励を差遣し、甲地区の余力あれば実働班を派遣する。

但し村内に救援部落を有せざる本宮村に実働の重点を指向する。

3. 救援期間及派遣人員

(イ) 第一期間Ⅱ実働班の全力と、各種団体奉仕隊の全力を指向す。

第一期間とは、公共災害物の整理と交通路の開設終了迄とす。

(ロ) 第二期間Ⅱ実働班の全力と協力団体の一部を指向す。

第二期間とは、第一期間の状態を脱し、各戸の処理に協力する段階とす。

(ハ) 第三期間Ⅱ実働班を以て適宜救援を講ず。

但し協力団体の任意出動をさまたげず。

4. 物資の補給

(イ) 救恤金

村費より支出する外 婦人会組織を以つて村民全戸より募金する。

(ロ) 日用雑貨

(イ) に準ず。

(ハ) 食糧品

①主食

食糧事務所、地方事務所と連絡、現四村農協倉庫の保管米を各村の実情に応じ輸送する。

②副食

農協及び村内各商店の現品を計画的に買収して補給計画を立てる。

村内各戸から生野菜の供出を要請し、補給計画を立てる。

右の蒐集及発送は、主として農協に於いて実施する。

5. 医療救護

村医及衛生係に於いて保健所及関係村衛生係と連絡、医薬品並びに医療資材の確保を行い、被害地の防疫、治療対策を立てる外、巡回衛生班を被害各村に差遣する。

6. その他

(イ) 管外よりの救援班等ある場合は、その<sup>(協)</sup>与、宿舍の斡旋を行う。

(ロ) 復旧長期にわたる場合は別に罹災者の収容を斡旋する。

(ハ) 伝染病発生を考慮し、隔離病棟の準備をする。

(二) その他必要な救援については、その都度状況に応じ対処する。  
7. 経費

右措置を円滑適切に実行するため、村予算より応急救援資金五〇万円を支出する。

費目	金額	摘要
行動費	200,000円	主として実働隊の派遣費とする
救援費	100,000	物資蒐集及協力団体給与
対策費	100,000	各村宛箱■費
雑費	50,000	通信連絡輸送その他
予備費	50,000	予備
計	50,000 (円)	

備考 ①可及的速に会計法による予算に組みかえるものとする  
②本経費の財源は基本財産処分費及び不急予算の公正を以て配当する

【資料③】(表5 昭和二十八年七月二十二日条「救義」)

28 7 22 出発 東牟婁支所四村救援隊本部

請川村御中

災害救援隊受入について

二十二日午前六時三十分発(田辺) 西牟婁地区消防団六〇名、午後一時頃御地へ到着する様手配致しますから受入に万全を期せられ度通知致します。

尚作業配置については貴村長の指示に一任します。

右

〔以下欠〕

【資料④】(表5 昭和二十八年七月二十四日条「救義」)

七月二十四日

請川村長

水害対策本部

作業責任者榎木正義

各駐在員殿

水害後処理の勤労奉仕御願ひについて

標記について次の通り御願ひする事になったので宜しく御願ひします。

記

貴部落奉仕人員 名

(なるべく男子を御願ひする)

集合日時場所

日時 七月二十五日午前八時 集合

場所 下地商店前

その他

昼食の準備して居ります

(準備の都合上出席確定数報告願ひます)

持参器具 よき のこ えんぴ

【資料⑤】(表5 昭和二十八年七月二十七日条「救義」)

昭和二十八年七月二十七日

東牟婁郡青年団体連絡協議会長 中村利男(印)

請川村団長榎木■殿

去る七月十八日の大水害に貴団におかれましても甚大な災害を受けられた事を承り、心から御見舞申し上げます。

幸にして災害を受けなかった各町村団では直ちに救援対策に着手いたしました。郡団も去る二十四日も緊急幹事会を開き(除罹災地団幹事)その対策を協議、右記の様な件を決定いたしました。

1. 九州見舞は一度見合せる

2. 第一次対策 衣料を送る 実施中

〆〆〆 資金カンパ

各町村青年団員によるカンパを罹災地団長に送り罹災団員に配分していただく(方法は団長一任)

七月末迄に教育局で集める

〃三〃 以降は民政課と協議の上決定

### 3. 労力奉仕

既に出動した団もあるが、今後地元の要望に応じて出動する（宿舎、食料の関係で）

大体以上の様な決定にもとづき動き出しましたが、何と申しましても村の復興は青年の双肩にかゝって居ります。

水害のあとにくる種々の苦難をのりきつて、御健斗なさらんことを切に御願ひ申し上げます。

郡団といたしましても出来得る限りの事はいたしたいと存じますのでよろしく御連絡下さい。

右 御見舞芳々 ご連絡迄。

【資料⑥】（表5 昭和二十八年七月二十二日条 『救義』）

昭和二十八年七月二十二日

和歌山放送局長

請川村長殿

拝啓

県下未曾有の水害に衷心からお見舞申し上げますと共に、復興の日の一日も早くからんことをお祈り申し上げます。

なお当局としてもあらゆる困難を克服して、ラジオにテレビジョンにこの大害を全国に周知すべく努力いたしておりますが、なお不十分の点多くあらうかと惧れておりますので、この際お気付きの点ご希望の点はどしどしお申出で願えば放送に取り上げさせて頂きたいと思ひます。

次に、罹災者収容所等においてラジオ受信機が必要かと存じますので、出来るだけ無料貸与の方法も講じたいと考えますが、取敢ずラジオ受信機必要の有無を御回報願えば好都合に存じます。末筆ながら此の上ともいよく御健斗のほどお祈り申し上げます。

追伸

一般御家庭のラジオ受信機の被害も多からうと存じますので、近々修理班を派遣して奉仕的修理に当らしむる予定にしておりますから、その節は特に御協力のほどお願い申し上げます。

【資料⑦】（表5 昭和二十八年七月二十二日条に関連 『救義』）

罹災者の皆様!!

未曾有の水害により被災された方々には、まことに同情にたえません。

災害発生以来、県は全力を尽して、これが対策にあたつていますが、交通、通信網も寸断されている現状で、皆様方に対する救援が意にまかせないのをおそれています。

しかしながら、いまや政府はじめ米軍、保安隊など全国各方面からも協力的な救援の手がさしのべられつつあります。

この際、わたくしはとくに皆様方がデマなどに迷わされず、政府及び県機関を信頼して力強く災禍の克服に立ち上られることをおねがいします。

昭和二十八年七月 日

和歌山県知事 小野 真次

奥地の方には飛行機で救援物資を投下しますから、空から見えるように、目じるしをつくつておいて下さい。

【資料⑧】（表5 昭和二十八年七月二十二日条に関連 『救義』）  
水害地の皆さま  
なお、投下の際、危険のないよう注意してください。

敬具

今しばらく水魔とたたかつて下さい  
私達は救援の為に総ゆる手をうつて  
います

この飛行機から投下される救援物資  
は米軍の好意によるものです役場の  
人や巡査等に相談して被がいの甚し  
い人から順に分けて行く様にして下  
さいパラシュートは註在所に届け  
ください

皆様！  
流言に迷わず身体を大切にげん気を  
出して がんばつて下さい

和歌山県国家地方警察隊長

【資料⑨】(表5 昭和二十八年八月十二日条 『救義』「東経第1537号」)

東経第一五三七号

昭和二十八年八月十二日

東牟婁地方事務所長

災害地各村長殿

災害地の応急かまど構築講習会開催について

災害後の各家庭の復旧処置について種々御骨折の事と思われるが、かまどにつ  
ては至急自家構築の要があると思われるので、農業改良課において実験結果効率  
の優秀な応急かまどを強力に普及させたい。これが普及のため構築指導班を各地  
区に於て構成され、その構築指導に万全を期せられるようお願いする。  
この指導班に対しての技術指導講習会は左記の日程で実施する。

記

一、八月十七日 請川村請川

一、〃 十八日 本宮村

一、〃 十九日 三里村萩

【資料⑩】(表5 昭和二十八年八月十五日条 『救義』「東総第800号」)

東総第八〇〇号

昭和二十八年八月十五日 東牟婁地方事務所長

請川 村長殿

移動相談所開設について

七、一八和歌山県水害による罹災地に対し、別紙要項にもとづき県において移動  
相談所を編成し、主として奥地の交通不便な地域に派遣して罹災民の生活、生業  
等に関する相談に応じ、民生の安定に資することとなつたので右の趣旨を御了  
知の上、罹災民多数利用するよう特別の御手配願いたい。

移動相談所派遣要項

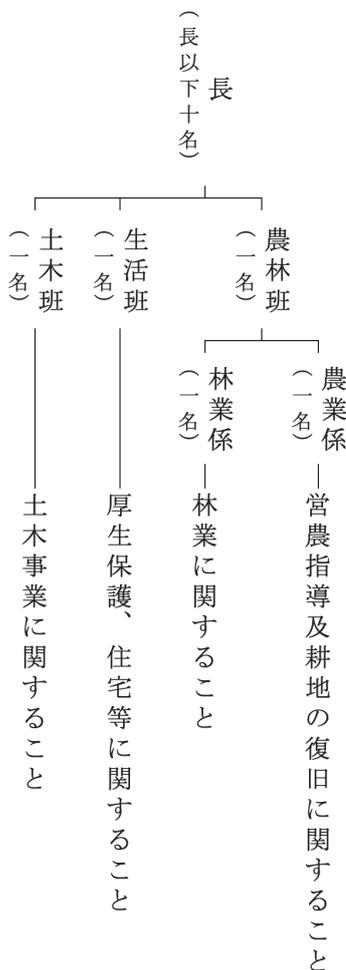
一、派遣目的

七、一八和歌山県水害による罹災地を移動巡回し、罹災民の生活、生業等  
に関する相談に応じ、もつて民生安定に資することを目的とする。

一、派遣方面及箇所

熊野川方面 三里村、本宮村、請川村、敷屋村

一、相談所の編成及職務内容



備考1. 長は班員を兼務するものとする

2. 農林班に農林金融担当者一名を含めるものとする

3. 各班に属しない問題担当者として企画広報課及教育長各一名参加する

4. 連絡員として当所より一名参加する

一、開所日程

八月二十日 (木) 敷屋村  
 〳 二十一日(金) 請川村  
 〳 二十二日(土) 本宮村  
 〳 二十三日(日) 三里村

各村における開所時刻は概ね午前九時より午後五時までとする。

【資料⑩】(表5 昭和二十八年八月六日条 『洪水』)

昭和二十八年八月六日 三津ノ村役場

請川村役場御中

漂流物件拾得届出について

七・一八水害の際本村地内に於て、左記漂流物件拾得届出ありましたので、流失物件に対し心当りのものは当村役場に申出るよう、一般に周知方御取計相成度、此段御通知申し上げます。

記

拾得物件	数量	拾得物件	数量
一、木箱一尺角位	一個	一、木炭	一俵
一、桶	一々	一、 <small>前黒ヌリ タンヌ出</small>	一個
一、漬物樽	一々	一、古板	二枚
一、鎌	一々	一、ゴム車(大)	一ヶ
一、マナ板	一々	一、荷ない	一荷
一、二間スリ柱	一本	一、 <small>じゅたんようの 布黒色 約十尺</small>	一卷

【資料⑪】(表5 昭和二十八年七月二十四日条 『救義』「和町村会第351号」)

和町村会第三五一号

昭和二十八年七月二十四日

各町村長殿

七 一八水害対策等について

今回の未曾有の水害は、われわれ町村長としては同憂に堪えない次第であり、特に被害甚大の町村に対し謹んで御見舞申上げるとともに、今後の復旧に御奮闘なされんことを切に御祈り申し上げます。今回の水害対策の経過及び今後の対策について、大体左の方針で進みたいと思えますから御協力の程を御願いたします。なお左記以外に中央及び県に対する要望、その他水害対策に対する御意見があれば当会へ御通知下されたく。

記

一、七月十八日各地から水害の通知に接するや取りあえず政府関係機関、各政党本部、県選出国會議員に救援方を打電し、翌十九日以後は被害地視察のため来県した大臣国會議員等に緊急援助方を懇請するとともに、県水害対策本部と連繫を保ち遺洩なきを期した。

二、七月二十二日全国会臨時総会に戸西会長、和田副会長、海草郡梶本副会長が出席し総会において満場一致をもって左の見舞決議をされ、本県として戸西会長これに対し謝辞を述べた。なお総会において政府及び国会に対し災害に対する抜本的対策を速かに樹立することを要望する左の決議をなした。

◎決議

今次西日本及び近畿地方の豪雨による災害は、その惨状真に眼を蔽うものがあり、ここに被害地町村に対し、深甚なる御同情の意を表するとともに急速なる復旧を希望してやみません。

右 決議する。 昭和二十八年七月二十二日 全国町村会臨時総会

◎決議

今次西日本及び近畿地方における豪雨災害は、その惨状言語に絶するものがある。之が応急対策については、政府、国会において機宜の措置をとられつつあるも、その急速復旧と頻発する災害防除に対し、政府、国会は左記事項

を考慮し、抜本的対策を速かなる樹立を期する。

記

- 一、災害復旧事業費国庫負担金の交付二ヶ年完了を法定
  - 二、異常災害に当り民生を安定し産業を急速に復旧する臨時措置法の制定
  - 三、災害地、地方財政に対する特別補給金制度の樹立
  - 四、風水害その他災害防除に関する基本的計画の速かなる策定
- 右 決議する 昭和二十八年七月二十二日 全国町村会臨時總會
- 三、七月二十三日各郡会長、政調合同協議会を開催して協議し左の対策を申合せた。

記

(一) 政府国会に対する要望事項

〔以下欠〕

【資料⑬】(表5 昭和二十八年七月二十九日条 『洪水』「和町村議災第2号」)

和町村議災第3号

昭和二十八年七月二十九日

和歌山県町村議事会長平松宗一

各町村議事会長殿

七・一八水害復旧対策実行運動について

拝啓

今次の県下各地において突如の水魔によつて、多数の人霊を奪ひ且つ巨額の財産を泥土に埋没いたしましたことは、天災の禍とは言え余りにも悲惨なる状態、今後の復旧には、多大なる日数と労力を要しますが一日も早くその復興に御健闘せられんことを心からお祈り申し上げますと共に、本会としての対策に万全を期したく第一回実行運動として左の通り御報告申上ります。

全国町村議事会長臨時總會并中央政府・国会に対して本会会長代理那賀郡会長山本清次氏、海草郡会長中前貢氏、東牟婁郡会長榎野正夫氏、事務局山本氏が出席した。

七月二十三日 全国町村議事会長理事・評議員會議

東牟婁郡町村議事会長榎野会長が代理出席して、本県に対する各都道府県から寄せられた見舞を謝し、今次災害の特異性と窮状を訴えた。

七月二十四日 全国町村議事会長臨時總會

那賀郡町村議事会長 山本会長 本県会長代理

海草郡 〃 中前会長

東牟婁郡 〃 榎野会長

事務局 山本局長代理

本県会長代理山本会長は全国各府県からの御見舞に対して深甚なる感謝の言葉を述べ、今次水害の未曾有なる状態を詳細報告、その原因とする述べ復旧に対して、

1. 堤防決壊の応急復旧并国直轄工事せられるやう
2. 流失した保有米及麦に対する共済保険金支払に対する立法化の措置
3. 住宅資金の融資
4. 被害農地に対する敏速なる復旧処置
5. 営農・営業資金の融資

右の五項目について、全国各都道府県の協力を要望したに對して、各都道府県からその復旧の早急を望みその協力を約された。

七月二十五日 実行運動に本県会長代理山本会長は、災害県代表として各政

府国会にその実情と対策について協議要望した。

要望左記は左の通り

第一斑

一、衆議院内各常任委員長

1. 地方行政 2. 予算 3. 通産 4. 農林 5. 運輸 6. 建設

それ〴〵委員長不在に付き、専門員に要望書を託し詳細説明を遂げた。

二、農林省 東畑事務次官に面接、農池の水害を陳情した。

三、総理大臣官房次官秘書に要望書託す。

四、衆議院 提議長に面接陳情、右記五項目を要望した。

五、自治庁 通産 運輸 建設 各省とも大臣国会に於ける委員会開会中に

て面接不能のため、建設省は石破二郎官房長、通産省は岡野秘書官 自治庁、運輸省はそれぞれ秘書に要望書を託し、申出の要旨伝達方要求した。

## 第二班

1. 地方行政委員長 内村清次
2. 委員 石村幸作
3. 改進黨参院建設委員長 石川清一
4. 緑風会政策審議会長 館哲二
5. 自由党国会対策委員長 平井太郎
6. 国務大臣 大野木秀次郎
7. 参院議長不在につき秘書

一、異常災害に対する特別立法が法制化されるように、特に自由党国会対策委員長平井氏と懇談要望

二、地方行政法律案は参議院小委員会通過、衆議院委員会で審理中、今国会通過九月から実施の見込

三、危険校舎補助二四億国民保険二割給付も、改進黨石川清一氏から通過見込の回答

別行動の海草郡会長中前貢氏、東牟婁郡会長楨野正夫氏は、県選出代議士坊秀男氏并県出張所長中沢哲夫氏とその復旧対策について協議し、受理方法等決定後、自由党幹事長佐藤栄作氏と面接、災害の実情を詳細に報告、その対策について要望した。

佐藤幹事長は懇切なる見舞申され、緊急融資については九州災害の実情を話され、速にその復旧計画をなし提出されるのでなければ政府として融資実体が把握出来ない、特に紀州の勢に通じている佐藤幹事長は山間僻地の道路の復旧を特に力説された。

尚復旧対策について力強く約束された。

和歌山県災害の特異性についてよく懇談され、最後に災害地住民のあくまで復旧する意思を強く要望され、その自治にあたる我々にその点の改革を望まれた。

七月二十六日 各郡会長会議

1. 災害対策について
2. 県民友愛運動について

県議会からの場議員、殿垣内課長、県から池田厚生課長、町村会長戸西氏が出席されて具体策を協議したが、更に八月三日午後一時より町村議長会各郡会長町村会各郡会長、県議会からの三者合同会議開催、その政府国会関係当局に対する実行運動の具体的協議をなして、今後に処する予定である。

尚災害につき、要望并御意見あれば本会まで御通知下され度く御願い致します。

【資料⑭】(表5 昭和二十八年八月六日条 『洪水』)

昭和二十八年八月六日

和歌山県町村会長 戸西 倍一

各町村長殿

水害復旧対策について

水害対策の経過並びに政府等に対する要望事項については、さきに御通知申上げて置きましたが、本月三日波状陳情の第一回として、戸西会長、和田副会長、西居北野上村長(海草郡町村会長代)、森田応其村長(伊都郡町村会長代)、二澤有田郡町村会長、田ノ岡上山地村長(日高郡町村会長代)の六名上京し、四、五の両日に亘り、県、県議員団、並びに上京中の町村長と密接な連絡を保ちつゝ、関係方面に水害復旧に関し具に陳情いたしました。目下国会において審議中の「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案」外十五法案を御送りいたします。本法案は、衆院水害地緊急対策特別委員会の審議を経、既に参議院に回付中のもので明日中にも法律化されるものと思はれますが、政令に委ねられる地域の指定並びにこれが予算化についてなお幾多の問題が残るものと思はれますので、別紙法案につき予め御研究の上さらに要望すべき事項があれば至急県町村会まで御申出で願いたく、本会においては近日さらに役員会と開催して今後の対策を決定し、さきに御通知申上げた通り各郡町村会長二、三名の御同行を願ひ、特に止むを得ない以外は郡及町村の個々の陳情は

なるべくさげ、統一のある運動をすることがもつとも効果的と考えますので御協力を御願いたします。

なお別紙法案の写は各町村一部づゝしかありませんので、議会と共同御研究下さいませよう御願いたします。

◎御願い

今回の水害によつて町村職員の死亡した者の氏名職名及町村職員の自宅の全壊流失又は埋没した者の氏名、職名を御報告下さい。聊かでも弔慰金、見舞金を差上げたいと思います。

【資料⑮】(表5 昭和二十八年八月十日条 『救義』)

急啓 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案が国会に於て可決仕り候間、昨日(九日)一括御送付申上候。

実は早急写本作製致候ため脱字などあるやも計り難く候間、適用並に実施にあつては県当局ともよく御打合せ下され度。

尚小生は議會終了後、直ちに再度災害現地視察旁々親しく拝顔の上、万々更に対策御協議申上度候、何卒皆様によりしく。なほ暑中の折柄御自愛の上、復旧のため御健闘下され度御願ひ申上候。

草々

昭和二十八年八月十日

衆議院議場内にて

世耕弘一

請川村長

日浦亦彦様

過日、書留便入手被下候哉、御伺申上候。

【資料⑯】(表5 昭和二十八年八月二十二日条 『洪水』「東林第75号」)

東林第七五二号

昭和二十八年八月二十二日

東牟婁地方事務所

村長殿

七・一八水害の参考資料について

標記災害復旧のため何かと御繁忙のこと、存じますが、つきてはこの機会を鑑みて各方面の治山事業に対する認識を深め、今後の計画調査資料と致したいので、左記事項或は之に関する事実がありましたら本月末日迄に報告煩わしい。

記

一、森林があつた為山林の崩壊が少なく、被害を軽減した事例とか過去に於て治山事業が施行されてゐた為に被害を軽減した事例。

二、植栽樹種の相違によつて山林の崩壊に影響があつた事例。

三、その他災害と治山事業との相関々係を示す顕著な事例、地元有力者の手記又は現地調査をした者の手記等。

尚、これらについて出来得れば写真を添付されたい。

【資料⑰】(表5 昭和二十八年八月二十八日条 『洪水』「東総第84号」)

東総第八四九号

昭和二十八年八月二十八日

東牟婁地方事務所長

殿

七・一八水害による悲話、美談等の報告依頼について

本県を襲つた今次の災害は県下各地において予想外の大被害をもたらし、一瞬にして多くの尊い人名と財産を奪い去り、その惨状は誠に目を蔽わしめるのであつて、罹災現地においてはこの災害によつてもたらされた生々しい幾多の悲話、美談等が秘められていること、思料されます。

ついでには今回、この災害の記録として、これらの悲話、美談等を集録して後世にも伝えるべく、県において計画しておりますので該当事項があれば左記により九月五日まで報告煩わしくお願ひします。

なお、和歌山県水害救援本部(東京在住県人による水害救援本部、本部長野村吉三郎氏)から、本県出身の作家佐藤春夫氏に依頼して、これら美談、悲話をスト

リーとして小冊子のものを作る予定としているので、これの題材となるべき悲話、美談の送付方の依頼もあつたから申し添えます。

記

- 一、事実発生の日時、場所及び人物
- 一、事実の内容(できる限り詳細に)

【応急住宅】

【資料⑱】(表5 昭和二十八年八月十三日条 『応急住』「東総建第795号」)

東総建第七九五号

昭和二十八年八月十三日

東牟婁地方事務所

建築主事(印)

請川村長殿

応急住宅及公営住宅の施工について

標記の件について、昭和二十八年八月十二日、各村会推薦の請負者と打合せをしました所、補助金が遅れる見込(十二月頃になる予定)につき、請負人に於て資金を立替へ共同管理をする事に決定、期間、能力、職人の配置等を計画して左の通り分担する事に決定しました。

村名	請負者名	応急住宅建設戸数	公営住宅建設戸数	摘要
本宮村	川上建設 奈和建設	33	23	
三里村	四和建設 高西組	30	34	
請川村	高西組 奈和建設	23	25	
九重村	高西組	7	7	
三津ノ村	高西組	9	13	
敷屋村	奈和建設	12	17	
高田村		1		
計		115戸	147戸(44)	

公営住宅は全壊流失数の半分迄建設出来る様になりましたから、追加申し込みの分は過日配布しました建設希望数の所を増して下さい。

猶資材購入、輸送等も分担責任を持ち諸職も出来得る限り共通で施工します。本件については、未だ各村の御意見及び決定を得て居りませんが御同意は頂ける事と思ひます。

村当局で御世話をお願いしたいのは、宿舎下小屋の位置建設場所等の決定等で詳細は更に打合せの上、御連絡致します。

一、応急住宅

1. 工期 昭和二十八年九月三十日迄に全部完了。
2. 資材 木材―管材及び流木等で村当局で用意する。

他の資材―公営住宅と同様請負団体で用意する。

二、公営住宅

1. 工期 昭和二十八年十一月三十日
2. 資材―木材―国有林払下げを使用担当地方事務所林務課建設係

セメント―奈和建設

鋼材―全

畳―高西組

建具硝子建具金属―昌和建設

屋根―池端瓦房 東郡商会

電気工事―全

襖―高西組

竈―全

便器手洗―地方事務所建築係

ベンチレーター 全

輸送―各村迄美里建設

倉庫より現場迄担当請負人

建設場所の状況で輸送及び工事費に担当差異が出ると思ひますので一括平均します。

例えば三里村切畑に建設する場合と三津ノ村日足へ建設する場合と同値と致します。

ます。

詳細については今後打合せを致しますが、最も迅速に建設するには之より他に方法がないと思えますので宜敷く御同意の程をお願い致します。

【資料⑱】(表5 昭和二十八年九月三日条 『応急住』「東民第968号」)

東民第968号

昭和二十八年九月三日

東牟婁地方事務所長(印)

請川村長殿

災害救助法に依る住宅の応急修理について

災害救助法第二十三条第六号の災害にかかった住宅の応急修理(昭和二十八年法律第六十六号災害救助法の一部を改正する法律によって改正追加され昭和二十八年八月三日から施行された)については左記の通り取扱うことといたされたい。

記

一、災害により住宅を破壊されたもの(半かい家屋【標】に限り自力で補修しがたいもの)に対し、三割を限度とし一戸当り二万円以内で支給する。

二、応急修理については現物(釘・板・瓦等補修材料・大工・左官等)をもつて支給するものとする。

三、昭和二十八年八月二日以前において応急修理したものについては法律の規定上、当然適用より除外されること。

四、昭和二十八年八月二日以前に発生した災害によって半壊した住宅が昭和二十八年八月三日以後なお応急的修理をなし得ないものについては、この規定の適用あるものとする。

五、応急修理をなし得る期間は今次水害に限り災害発生の日より三ヶ月以内とする。

【資料⑳】(表5 昭和二十八年九月三日条 『応急住』「東民第970号」)

東民第970号

昭和二十八年九月三日

東牟婁地方事務所

請川村長殿

災害救助法に依る住宅の応急修理について

標記については、先に東民第九六八号をもって通牒いたしましたのであるが、貴村に対し別記の通り割当をするから、取扱については左記によられたく再度通知する。

記

一、補修対象及び金額

半壊家屋戸数の三割を限度とし、自力で補修をなし得ないものに対し一戸当り五坪、坪当り四、〇〇〇円二万円以内で現物支給する。

二、補修方法

1. 補修工事の施行は市町村に委託実施せしむるものであること。従って市町村自体において工事を施行するものであること。

2. 市町村において補修を行う各戸につき、簡易な設計書仕様書図面(写真等は不要)を作製するとともに左記様式による家屋補修台帳を整備しておくこと。

3. 補修限度は一戸につき五年以内坪当り四、〇〇〇円以内を厳守し、総額の範囲内であつてもかれこれ流用せざることを。

4. 補修に当つては市町村において木材・釘・瓦等の補修資材を調達し、大工・左官等を備入巡回補修の方法をとられたい。

三、その他については九月三日東民第九六八号通牒の通りである。

補修家屋割当表

村名		半壊家屋数		市町村名	
請川		割当数	一六		
様式		家屋修理台帳			
半壊家屋世帯主	氏名	全上住所	用修理箇所	補修材料費(含む工賃)	備考

本援助の趣旨は災害にかかった者で自力をもつてしては補修をなし得ないものに

〔以下、綴部分にあたり内容確認できず〕

【資料⑳】（表5 昭和二十九年七月十二日 『応急仮』「東民第851号」）

東民第八五一号

昭和二十九年七月十二日

東牟婁地方事務所長

請川村長殿

災害救助法による応急仮設住宅の払下げについて

昭和二十八年七月十八日及び同九月二十五日発生の災害に際し建築した応急住宅については、既にその使命を果たしましたこと、思うので、払下げを貴村にするから別紙申請書により至急提出願いたい。

記

応急仮設住宅は県の営造物であるがその目的を達したときは、これをそのときの時価によって換価処分し、その負担区分に応じて国庫及び府県の収入とするのが原則とすべきであらうが、仮設住宅は何分にも小屋掛程度にバラックであり、相当期間経過するときはその残存価値は通常殆んど無価値に等しくなるので、これを換価処分とすることなくそのまま、民生安定のために使用される方針がある。

処分に対する方針は原則として次の通りである。

1. 払下げの目的はそのまま、生活困窮者の住宅又は社会福祉施設に転用し、民生安定社会福祉の増進に利用することである。
  2. 払下げの対象は町村等地方公共団体である。
  3. 払下げの時期は大体建築してから一年乃至三年を経過したときである。
  4. 払下げ価格は原則として有償である。
- おつて無償払下げを要するものについてはその理由を詳記されたく、尚提出期限は七月二十日を厳守されたくお願いする。

発翰番号

年月日

町村長

県知事宛

水害応急仮設住宅払下申請書

標記水害による左記応急仮設住宅は既にその使命を果たしましたから払下げを願います。

記

- 一、設置場所
- 一、同戸数
- 一、有償無償の理由
- 一、摘要

【資料㉒】（表5 昭和二十九年七月十六日条 『応急仮』「東民第863号」）

請第八六三号

昭和二十九年七月十六日

請川村長日浦亦彦

和歌山県知事小野真次殿

災害応急仮設住宅払下申請書

標記水害による左記応急仮設住宅は既にその使命を果たしたから払下げをお願いします。

記

- 一、設置場所 請川村
- 一、同戸数 三十戸
- 一、無償の理由 昨年罹災の為村財政的の疲弊甚しく、有償にて払下げを処せられたい。亦、入居者に無償を以て払下をしなければ罹災後一ケ年にては尚本建築を移す余裕のある者無く、当分は此住宅に居住せなければならぬ現状にある。

【学校施設の復旧】

【資料㉓】（表5 昭和二十九年六月十七日条 『請静建』）

静川小学校新校舎建設促進要望書

戦後の混乱した社会情勢下日々の生活にあえぐ私達は、せめて我が子の義務教育だけは、世間並に終らせ日進月歩の世に出してやりたい念願から中学校の完成、電灯の設置に引続いて、静川小学校の増改築問題に発展し、昭和二十七年九月法泉禅寺の移築、全二十八年十月運動場の新設作業に学区民こぞつて延六百日の努力奉仕を提供して、全年二月末、新校舎百十坪五教室の設計成り、この一日も早き完成を、ひたすら祈ってまいりました。

ところが不幸にして、七・一八水害、十三号台風と、重なる災禍に見舞われこの傷手、筆舌に絶するものあり。幸にして、村当局の迅速適切な処置の賜に依り復旧の見通しつき、その上、請川小学校の東郡唯一のコンクリート建築を計画、来春開校の運びとなりましたことは、村百年の大計の基礎を立ったものと、まことに慶賀に堪えない次第にあり、厚く感謝申上げております。

しかし乍ら、重なる災害のためとは云え、静川校の旧校舎の移修築が日に延引して、二十八年十一月より二十九年の四月まで、半才の長日月を要し、今日尚、一部完成に至らず、あまつさえ運動場の舗装、排水施設、周囲の垣、未だ未工の有様にて、起債を見て早や、足かけ三年に垂んとしており此の状態では、私達の第二の村民である子供達の希望と念願が到底かなえられそうもなく、まことに憂慮おく能わざるものがございます。

静川校の建設が水害後に発した問題なれば、何ら疑義も不安もありませんが、事昭和二十六年にはじまり、昭和二十七年に起債のわくをとり、昭和二十八年三月設計図と予算成つて、業者に請負引渡しまで完了して居りながら、旧校舎六十坪でさえ、六月を要して尚細部未完成の状態を見るに至つては、学区民の不安、失望此の上なく此の分では今後村発展の為の諸施策に何一つ協力する意欲さえ、持ち難くなるを懸念致します。

子供達もまた、親の言を信用しなくなり全く希望なき子供となつてしまします。此の際、私達は、決して無理難題を、申上げる気持ちはなく、且、モデルスクールの如き立派なものも決して望まず、只、現在前新校舎内四坪半の廊下にあふ

れた十五名の児童、十二坪に二十人、同じく十二坪に二十四名、十六坪に二十四名、計八十三名が板一枚の仕切りで、喧嘩に、且他に他を遠慮しながら、すしづめ四学年も学習し、物置きなく、通路にあふれた諸備品の危険な間を、かいまぐつて通行する不自由から、一日も早く開放するため、現に計画中の最小にして最大とゆうその図面のを建設すべく直ちに実行に移されますことを切願するの余り、ここに学区民代表者が連署して、校舎建設促進の要望書を斯の如く提出する次第であります。

尚これに対する村当局の誠意ある回答を文書を以て折り返しなされ、かつ、直ちに実行に移されん事を併せておねがい致します。

昭和二十九年六月十七日

静川学区民代表

- 静川区 小原 (個人名)
- 小野 (個人名)
- 平 (個人名)
- 上大野区 (個人名)
- 東和田区 (個人名)
- 白瀬区 (個人名)
- 箕尾谷 (個人名)
- 野竹区 (個人名)

請川村長 日浦亦彦殿

【資料②】(表5) 昭和二十九年八月十五日条 『請静建』

六月十七日付静川学区民代表者各位より提出せられました「静川校新校舎建設促進要望書」は八月十五日受領致しました。

当校は老朽校舎として改築を計画し、之を予算化したのが昨年一月十五日でありました。尔来、着々其準備を進めていました処、不図も七・一八及九・二五の大水害を受け学校建築に一大頓挫を来したのは御承知の通りであります。

建築に当りましては、資材の大部分を占める木材は大塔官林の払下を受けること

が最有利でありますので其計画を実施してまいりました処、九、二五災害により林道の大破損と言う不詳事に逢遇したのであります。

此の間、村議会に於ても種々論議検討されましたが折角大塔国有林の払下を受けた事でもあり、且其材が立派である為、出来得れば之を使用して少しでも質のよい校舎にしたい念願で今日に至ったのであります。

尔来、営林署の復旧事業もやつと本月末には完成の見透がつかしました。

然し本月末を以つて林道が開通致しましても、長期間輸送が杜絶していた為開通後は相当輸送の輻湊も予想されるので、待たるゝ資材も尚遅延する憂が多分にある訳であります。

此の上、建築が延引する事は許されないので一応心ならずも官材による建築を見合し、資材を業者に請負しめることに決定し、八月十五日株式会社高西組に左の通り契約致しました。

左の通り、当局としても荏苒日を延したのではなく、止むなき事情により今日に至りましたことを御賢察下さいまして、新校舎の建築に際しまして此上とも御協力を切望致す次第で御座います。

#### 記

一、校舎五教室 百坪 一、屋根塩焼赤瓦

一、渡廊下 六坪 一、天井テックス張

〔後欠カ〕

#### 【資料②】(表5 昭和三十年四月二十五日条 『請公落』)

請川小学校並に公民館落成に於ける経過報告

一、建築の動機について

今は姿を消しました請川小学校が明治三十六年の建築にかゝり、建坪百十五坪、建築費二千五百円、当時の木造建築としては実に堂々たるものでありました。尔来、星霜五十年余を経過したので老朽甚だしく、危険校舎として指定を受けたので建築の計画を立てたのであります。

静川小学校も同様な状態にありますので、両小学校共再建築の計画を立てた

のであります。亦、中学校も学年を二学級に別けなければ収容出来ない状態となりましたので、茲に於て三校の建築を計画し、議会の承認を求めたのが即災害の前年昭和二十七年十月十四日でありました。

二、災害と分散教育

尔来、着々として其準備を進めてまいりました処、其翌年即ち二八年七月十八日の大災害に見舞れ、校舎並に運動場は廢墟と化してしまつたのであります。此の大災害は六十三年前の明治二十二年の大災害に次ぐ大災害でありまして、村の心臓部たる請川の惨状は実に言語に絶するものがありました。

村に於ては罹災者の救助等と相俟つて、学校の分散教育を五ヶ所に亘つて実施したのであります。

請川小学校の復旧については県教育局と種々な手続上の事務がありまして、早急に建築に取かゝることが出来ない事情にありますので此の分散教育を一日も速に解決する為には、災害前に決定した中学校の増築を早急に実施して、茲に一時児童を収容することが最も適切でありますから全力を中学校の増築に集中しました。其結果、昨二十九年三月三十日中学校の増築が竣工しましたので、茲に分散教室から児童を収容、一学年だけを社務所に収容しました。災害以来十ヶ月不自由な分散教育も之で若干緩和されたのであります。

三、建築の経過について

昭和二十八年の大災害は本県にとりまして非常に大きな災害でありました。

之が為、学校施設の被害も非常に大きかつたのであります。

此の学校施設の被害復旧については政府に於て「公立教育施設の災害復旧特別措置法」という法律の発布を見たのであります。

此の法律の条文中に、鉄筋コンクリート造でなかつたものを鉄筋コンクリート造に改良して復旧するものについては其費用の四分の三を国庫が負担する、と云うことになつています。此の法律の発布がありましたので、是によりまして本村と致しましても県当局へ鉄筋を要望したのであります。然し県への鉄筋の枠があります。而も希望する町村が多く県は之を如何に割振するかと

云うことが問題であります。

村長は、この枠の獲得について非常な努力を要した訳であります。村としては、一方に於て分散教育をしている関係上一日も早々学校を建てたい。木造ならば直ぐ建築にかゝれるのですが、鉄筋はそうは行かない。県当局からは指令が延びにくくなって、仲々枠がおりて来ないと云うことで村民と県の間立つて、当局としては一時苦境に立つたのでありますが、とうとう其望が叶つて昨年五月遂に鉄筋の許可を受けたのであります。

#### 設計

設計については西日本屈指の設計技術を有する大阪の日建設計工務株式会社に依頼しました。

#### 敷地

敷地については寺の上の山と現位置付近と二案がありました。

議会に於ても現公民館地と現校舎地と二案ありましたが、之亦検討を加へた結果、現位置に決定を見た次第であります。

校舎建築に当つて民家三戸の移転を要しますので、「個人名」、「個人名」、「個人名」さんの三人に御無理を御願して立退て戴きました。亦敷地については「個人名」さんに御願して約六十坪の土地を無償提供を受けました。以上の方々に厚く御礼申上ます。

#### 四、校舎の規模について

本館 鉄筋コンクリート二階建 延二百五十二坪

普通教室 六 特別教室 二(理科、音楽)

職員室 一、 応接室 一、

図書室 一、 放送室 一、

理科準備室 一、 宿直室 一、

教材室 一、 物置 一、

計 十六室

給食棟 同鉄筋造 一六坪

便所 木造 一一坪

渡廊下 八坪

総坪数 二八七坪

#### 五、建物の長所

設計は日建の卓抜した技術とぞん新な設計によりまして、殊に次の点が誇りうるものと存じます。

1、屋上は運動場として使用できるようにしました。

2、屋外の階段はスマートな設計で、此の坪数は建物の坪数に算入されていません。屋内に階段を設けるときは之に大きな坪数をとられて、それだけ教室の坪数が制約を受けることとなりますので、屋外へ階段を持つて行つた訳であります。

3、音楽室は防音ボックスを以てしていますので、音響の調節に意を用いています。

4、将来の放送教育に備へて、各教室にスピーカーを取付け、放送室には防音装置をしました。

5、暖房装置、即ちストーブをたく為の煙突の設備がなされています。

6、水道の設備が充分になされています。特に運動場に面した建物の外側に足洗場二ヶ所を設けています。

7、塵埃の捨場を設けているので二階からでもゴミを放込むことが出来る装置になつています。

8、炊事室は衛生面に良く注意され、且調理の利便を勘案して設計されています。

9、天井は二重張りになつているので防暑と音響の防壁になつています。

10、外部の窓はスチールサッシを以て作られ、防火の用意をしています。

六、工事契約について

請負業者の選定と工事費の契約交渉は最も慎重を要する問題でありますので、議会に於ても再々検討した結果、昨年八月十五日株式会社高西組と随意契約を致しました。

契約交渉の経過につきましては長くなりますので右略させて戴きますが、請

負業者の誠意によりまして鉄筋の坪当り単価約五万七千円で契約を見たのであります。幸いなことに当時鉄材が下落して底をついた時でありましたのと、高西の誠意によりましてかく安価に契約をみたものと存じます。

七、工事費について

設計費 三八万円  
工事請負金 一、六三〇万円  
基礎調査費 一〇万円  
補償金 一二万円(家屋移転費)  
其他諸費 一〇〇万円  
会計一、七九〇万円

収入

国庫負担金 一、一一二万円  
起 債 四二〇万円  
寄附金 二〇〇万円  
繰入金 五九万円  
合計一、七九〇万円

外に学区民の勤労奉仕約一千日  
住宅復旧について

災害の対照 請川校長住宅流失の為其対照となつた、  
建坪 十六坪半 構造 十畳 六畳 三畳 台処、  
工事請負金 二六万円

資材費 三〇万円  
計 五六万円

収入

国庫負担金 三三万円  
寄附金 二四万円  
計 五六万円

事業繰越について

三十年度へ繰越したもの

運動場の復旧 工事対照八十万円

工作物 三十五万円

〔中略〕

以上の数字は目下決算整理中であつた多少の増減があります。

結び

以上を以て大体の経過の報告を終わりました。

校舎の建築に当つて特別な御高配を賜りました県の教育委員会に対し、重ねて厚く感謝申し上げます。

亦、設計并に監督を為されました日建の卓抜した技術と施工者高西組の良心的な施工が両々相俟つて、有終の美をなしたものと存じまして深く感謝致します。幸にして着工以来何等の事故もなく、此の大工事が完成を見ましたことは何よりも幸であつたと存じます。

亦、一方に於ては村民皆様方の一致協力是等の綜合した力が一つとなつて初めて此の大事業の成功を見た訳でありまして、鉄筋校舎と共に永久に光として光を放つものと存ずる次第であります。

報告者 助役 宇恵岩次郎、